

**新農業戦略対策特別委員会
(平成28年1月20日開催)
調査テーマ関連資料**

【テーマ】

中山間地域の維持発展に向けた取組について

【目 次】

	ページ
調査テーマ関連資料のポイント	· · · 1
はじめに	· · · 2
1 中山間地域農業をめぐる情勢	· · · 3
2 中山間地域の活性化に向けた取組について	· · · 5
(1) 中山間地域等直接支払制度	· · · 5
(2) 都市と農村の交流促進	· · · 8
(3) 農地保有に係る課税の強化・軽減	· · · 11
(4) 本県の取組状況と課題等	· · · 12
3 鳥獣被害防止対策の取組について	· · · 15
(1) 鳥獣による農作物被害の現状	· · · 15
(2) 鳥獣被害防止に係る関連法	· · · 18
(3) 鳥獣被害防止対策の現状と課題	· · · 20
(4) 本県における対策の状況と課題	· · · 24
(5) 取組事例	· · · 27
4 生産・生活環境整備の取組について	· · · 29
(1) 生産基盤の整備	· · · 29
(2) 生活環境の整備	· · · 31
(3) 維持保全の取組	· · · 32
おわりに	· · · 34

調査テーマ関連資料のポイント

1 中山間地域農業をめぐる情勢

- 中山間地域は、我が国農業・農村において重要な位置を占めているが、高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行し、農業生産や集落機能を維持する上で厳しい状況にある。

2 中山間地域の活性化に向けた取組について

- 中山間地域等における生産条件の不利を補正するため、中山間地域等直接支払制度を実施。耕作放棄の防止や多面的機能の増進等に効果があったとされる。一方で、高齢化の進行・担い手不足等が課題視されるとともに、本制度の要件である「協定期間 5 年」の短縮を望む声も挙げられている。
- グリーン・ツーリズムは、教育旅行分野では一定程度浸透しているが、個人旅行やインバウンド展開等、すそ野を拡大する必要がある。また、農作業による健康維持・増進効果が注目され、農福連携等が広がってきている。
- 平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）では、農地の大規模化を促進するため、一定の遊休農地への課税強化と、農地中間管理機構への貸付に対する課税の軽減が盛り込まれた。これに対し、農地の受け手が見つかりにくい中山間地の生産者からは、不満の声もでている。

3 鳥獣被害防止対策の取組について

- 野生鳥獣による農作物被害は、全国的にはシカとイノシシによるものが顕著であり、本県においては、鳥類被害のほか、獣類ではサルとイノシシによるものが多い。
- 野生鳥獣による被害の深刻化と鳥獣捕獲の担い手減少を受け、国では従来の「保護」を基本とする施策から「管理」のための施策へと転換を図り、平成 26 年 5 月、鳥獣保護管理法を成立させ、平成 35 年度までにシカ、イノシシの生息数及びニホンザルの加害群数を半減する目標を設定。本県においては、平成 26 年 12 月に議員提案による「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」を制定。
- 捕獲等の対策の担い手確保・育成や電気柵の安全対策等が課題。また、関係者が結集し、地域ぐるみ、広域的な視点で取り組む必要がある。

4 生産・生活環境整備の取組について

- 豊かな自然と静かな環境に恵まれている中山間地域において、さらに豊かで快適な村づくりのため、生産基盤と生活環境の整備を推進。
- 農村の持つ多面的機能が適切に発揮されるよう、農地維持や地域資源向上のための共同活動を多面的機能支払交付金により支援。

はじめに

中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、国土の保全、食料の供給、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的・公益的な機能を有している。また、自然や食等を大切にし、心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。

我が国においては、中山間地域が国土面積の約 7 割を占め、総人口の約 1 割が中山間地域に居住している。さらに、農業産出額及び耕地面積の約 4 割を占めるなど、我が国農業・農村においても重要な位置を占めている。

しかし、中山間地域においては、人口の減少・高齢化が進行するとともに空き家が増加し、小規模高齢化集落となる地域が広がってきてている。また、中山間地域の主な産業である農業に関しては、平地農業と比較すると地形的、地理的な条件不利性を有している上に、担い手不足も問題となり縮小してきている。その反面、耕作放棄地、有害鳥獣による被害は増加している。

中山間地域の豊かな姿が変化しつつある中、恵まれた自然と公益的機能を子や孫の世代へ継承し、また、中山間地域農業を継続発展させていくために、中山間地域が厳しい生産条件を克服し、力強いエネルギーを発揮していくための創意工夫が求められている。

本稿は、中山間地域の現状と活性化のための対策、鳥獣被害防止対策、生産・生活環境の整備に関する取組状況や今後の課題について整理する。

1 中山間地域農業をめぐる情勢

① 中山間地域の概要

平野の外縁部から山間地に至る中山間地域は、国土面積の約 7 割、総人口の約 1 割を占めるとともに、農業産出額及び耕地面積の約 4 割を占めるなど、我が国農業・農村において重要な位置を占めている。

○ 中山間地域の主要指標（平成 22 年）

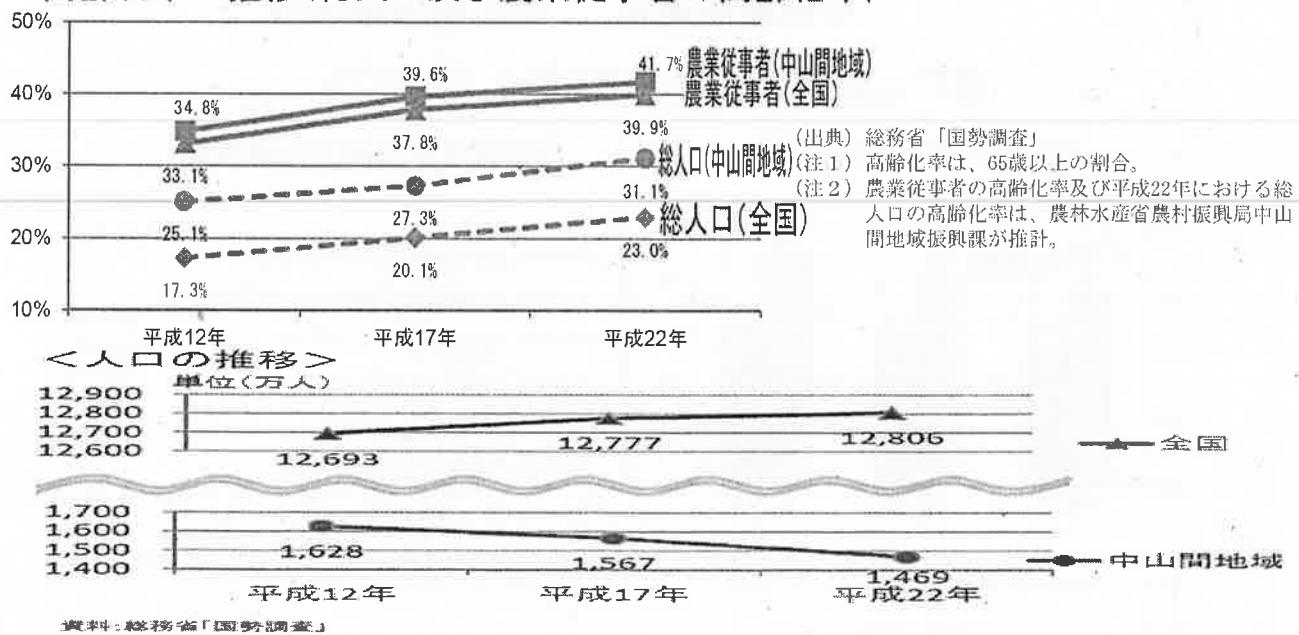
	全国 ①	中山間地域 ②	割合 (② / ①)
国土面積	3,717 万 ha	2,714 万 ha	73%
総人口	1.28 億人	0.15 億人	12%
農業産出額	8.3 兆円	2.9 兆円	35%
耕地面積	459 万 ha	185 万 ha	40%
総農家数	253 万戸	110 万戸	44%
農業集落数	13 万 9 千集落	7 万 2 千集落	52%

資料：農林水産省「生産農業所得統計」（農業産出額）、「耕地及び作付面積統計」（耕地面積）、「世界農林業センサス」（総農家数、農業集落数）、総務省「国勢調査」（総人口）

注：「農業産出額」及び「耕地面積」の中山間地域の値は、農林水産省農村振興局中山間地域振興課が推計。

しかし、中山間地域においては、高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行し、農業生産や集落機能を維持する上で厳しい状況にある。

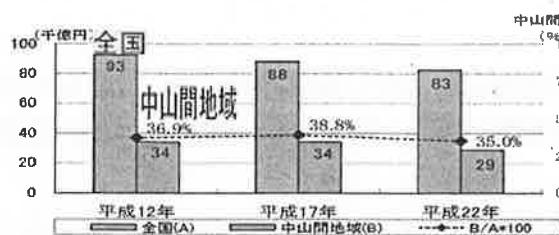
高齢化率の推移（総人口及び農業従事者の高齢化率）



（農林水産省「中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会（平成 27 年 7 月）」第 1 回資料、農林水産省「中山間地域等直接支払制度の最終評価-参考資料-（平成 26 年 8 月）」より）

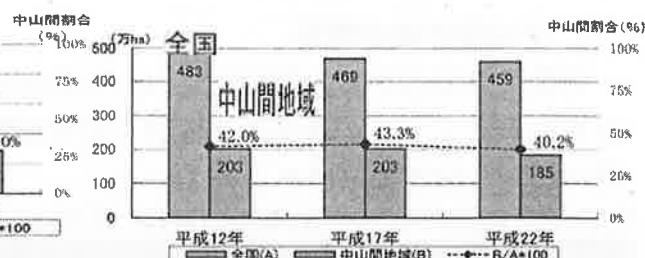
② 中山間地域農業の現状

農業総産出額の推移



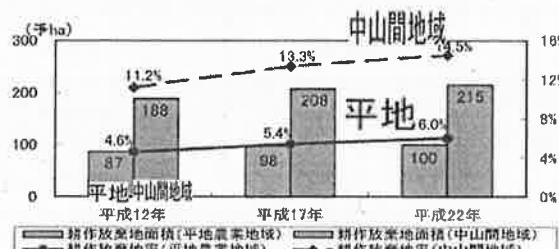
(出典) 農林水産省「生産農業所得統計」
(注) 平成12年及び17年:市町村別の総計値。
平成22年(全国):農道府県別推計値。
平成22年(中山間地域):農林水産省農村振興局中山間地域振興課が推計。

耕地面積の推移



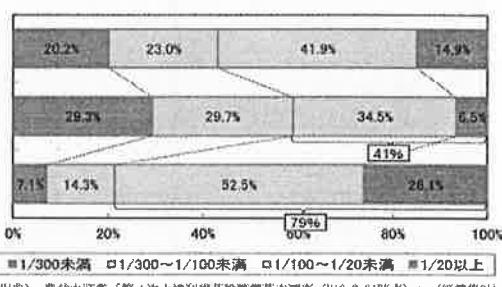
(出典) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」
(注) 平成22年の中山間地域の耕地面積は、農林水産省農村振興局中山間地域振興課が推計。

耕作放棄地率の推移



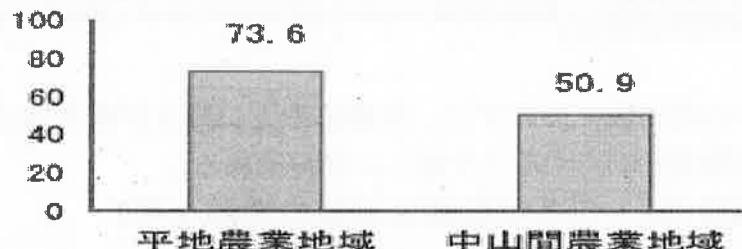
(出典) 農林水産省「農林水産センサス」(社農審・土地地籍課監修)
(注1) 耕作放棄地率=(耕作放棄地面積/(耕作放棄地面積+耕作放棄地面積))×100
(注2) 平成22年の農業地域類型区分は、平成20年6月改定の区分を使用。

傾斜区分別の田面積割合



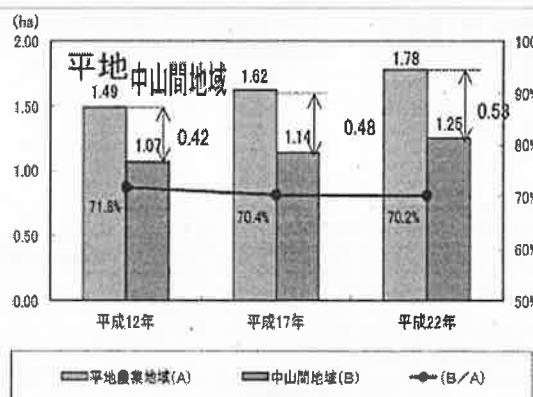
(出典) 農林水産省「第4次土地利用基盤整備基本調査(平成3.3.31時点)」(総務省)

田の区画整備率 (%)



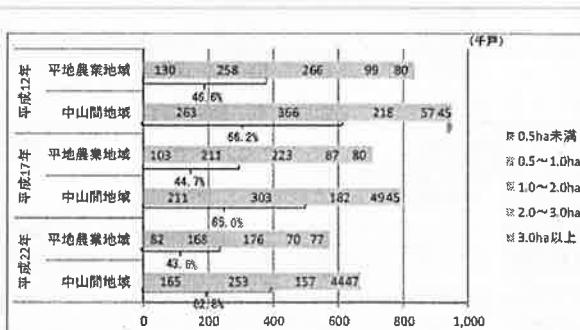
(資料) 農林水産省農村振興局調べ(平成20年)
(注) 区画が130a程度以上で整形済みの田面積の割合。

1 戸当たり経営耕地面積



(出典) 農林水産省「(北陸)農林水産センサス」
(注1) 平成12年(18戸)、平成17年(17戸)、平成22年(18戸)
平成22年の地主家数は今後予測される平成12年時と同様に13戸。
13戸に対する分母となる平成17年時と同様に22戸とした。
平成20年6月改定のDK分母を用いた。

経営耕地面積規模別農家数



(出典) 農林水産省「(北陸)農林水産センサス」(総務省)(都府県・販売農家)
(注1) パーセンテージは、販売農家数占める経営規模が1.0ha未満の農家数の割合。
(注2) 真実地域類型区分は、平成12年(平成13年1月改定の区分)、平成17年及び平成22年(平成20年6月改定の区分)を使用。

(農林水産省「中山間地域等直接支払制度の最終評価-参考資料- (平成 26 年 8 月)」より)

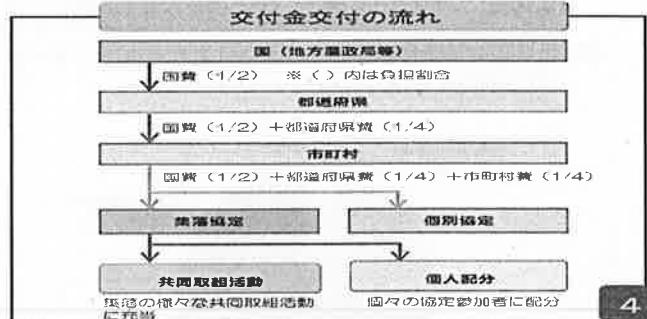
2 中山間地域の活性化に向けた取組について

(1) 中山間地域等直接支払制度

① 中山間地域等直接支払制度の概要

- ・食料・農業・農村基本法では、中山間地域等において、農業生産活動が継続されるよう生産条件の不利を補正するための支援を行う旨を規定。これを受け、平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度を開始。平成 27 年度以降は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに日本型直接支払制度として実施。
- ・集落等を単位とする取決め（協定）を締結し、これに従って 5 年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、単位面積当たり一定額を交付する仕組み。単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- ・協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載（この活動に対しては、単価の 8 割を交付）。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置付けた場合には、交付単価の 10 割を交付。さらに、一定の取組を行う場合の加算措置を講じている。
- ・本制度は、平成 12 年度に創設して以降、5 年を一期として対策を実施。
(第 1 期 : H12~16、第 2 期 : H17~21、第 3 期 : H22~26、第 4 期 : H27~31)
- ・交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々の課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。
- ・負担割合は国費 1/2、都道府県費 1/4、市町村費 1/4。

交付単価		
地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15° ~)	11,500
	緩傾斜 (8° ~)	3,500
草地	急傾斜 (15° ~)	10,500
	緩傾斜 (8° ~)	3,000
探草	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
	急傾斜 (15° ~)	1,000
放牧地	緩傾斜 (8° ~)	300



① 農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価（単価の 8 割を交付）

- ・農業生産活動等（必須）
 - 例：耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理（泥上げ、草刈り等）
- ・多面的機能を増進する活動（選択的必須）
 - 例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな取組 体制整備単価（単価の 10 割を交付）

- 例：・農業生産性の向上に係る取組（農作業の共同化、担い手への農地集積等）
- ・女性・若者等の新たな人材の参画を得た取組（新規就農者の確保、農産物の加工・販売等）



【機械の共同利用】



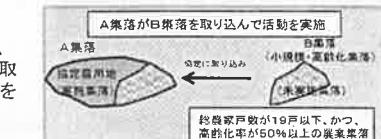
【ゆずの加工】

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

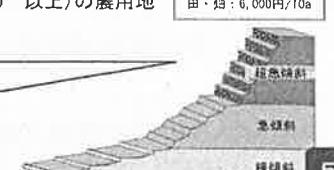
複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを支援

地目にかかる 3,000 円/10a



② 超急傾斜地保全管理加算

超急傾斜地（田 : 1/10以上、畑 : 20° 以上）の農用地で行う保全や有効活用を支援



(農林水産省「中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会(平成 27 年 7 月)」第 1 回資料より)

② 中山間地域等直接支払の実施状況及びその成果と課題

第3期対策（H22～H26）では、中山間地域等直接支払の交付面積が、平成22年度の66.2万haから、平成26年度の68.7万haへと2.5万ha増加した。また、交付金の約53%が、農道・水路の管理費及び共同機械購入などの共同取組活動に活用された。

平成22～26年度の実施状況

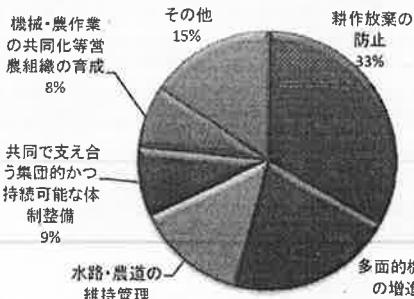
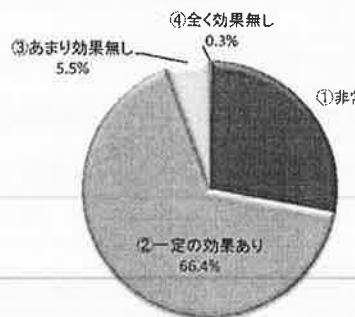
協定数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交付面積(ha)	662,356	677,633	682,404	686,845	687,220
協定参加者数(人)	590,983	608,471	613,317	615,951	614,421
交付市町村数	985	993	993	996	998
交付額(百万円)	51,974	53,280	53,845	54,086	54,175

平成26年度の交付金の使途（支出割合）

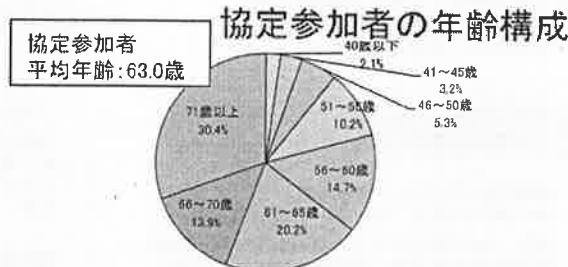
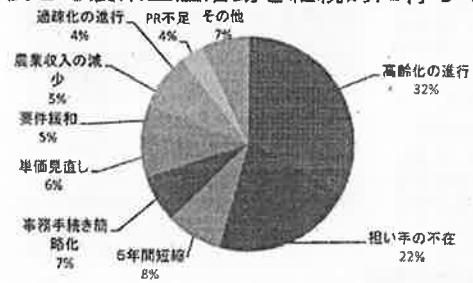


第3期対策の実施により、集落代表者の9割超が地域等への活性化に効果があったと回答した。また、都道府県からは、耕作放棄の防止や多面的機能の増進等に効果があったとする意見が多くかった。一方、今後とも農業生産活動を継続的に行っていく上の課題としては、高齢化の進行、担い手の不在、協定期間5年間の短縮¹が多く挙げられた。また、第3期対策の期間を通じて、約8万haの農用地の減少が防止された（うち、耕作放棄の発生防止効果約3.7万ha）と推計されている。

- 地域等の活性化についての集落代表者へのアンケート
(第3期対策中間年評価)
- 最も効果があったと考える事項についての都道府県へのアンケート（第3期対策最終評価）



今後とも農業生産活動を継続的に行っていく上の課題



（農林水産省「中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会（平成27年7月）」第1回資料、農林水産省「中山間地域等直接支払制度の最終評価（平成26年8月）」より）

¹ 本制度が5年間の農業生産活動の継続を要件としているため、この期間の短縮を望むとの意見。高齢参加者が年齢的、体力的に5年間という長期間にわたる耕作継続に不安があり、制度参加に消極的になっていることから協定期間の短縮を望むとの声が挙げられている。

③ 中山間地域等直接支払制度の取組事例

■広域的な集落営農法人を中心とした高付加価値化・6次産業化等

集落営農組織の法人化を契機に広域の集落協定を締結し、農業生産活動に加えて農産物の加工や直売、都市住民との交流活動も積極的に展開し、地域を活性化。

協定名・所在地 おだ 小田集落協定（広島県東広島市）	協定の概要 面積：140ha（田、畑） 交付金額：2,287万円 配分割合：個人 40%，共同取組活動 60% 参加者：農業者135人、農事組合法人1、水利組合8、その他1
--------------------------------------	--

地域の現状

- 小田地区は、東広島市の北東部（旧河内町）に位置し13集落からなる稻作主体の地域。
- 当地区では、少子化や集落人口の減少を受け、平成の大合併を契機に地域住民が主体となり自治組織「共和の郷・おだ」を設立（平成15年）。廃校を活動拠点として、地域活性化のために活動。
- 平成17年には、里帰りした県農業改良普及員〇日が中心となって「農事組合法人 ファーム・おだ」を設立。旧村（小学校区）全体をカバーして農業生産活動を行う体制を確立。
- 中山間地域等直接支払には、平成12年度から取組を開始。法人の設立と併せて、取組を地区全域（13集落、140ha）に拡大。



【小田地区の様子】

取組の概要

- レストランを併設した直売所（「寄りん菜屋」）において、地元産の農産物やその加工品を販売。さらに米粉を活用したパン製造のため、平成24年度には米粉パン工房（「パン＆マイム（パントマイム）」）を設立。
- 市場ニーズに合わせた水稻品種の栽培（コシヒカリからヒノヒカリへの転換等）による「清流小田米」のブランド化。
- 女性や若い人材雇用の受け皿づくりと所得確保のため、大豆加工（味噌）や高収益野菜（アスパラガス・リーフレタス等）の導入による経営の複合化。

農業及び農業生産関連事業に係る法人の所得の比較 (平成18年)	(平成25年)
約 940万円	約 1,710万円
※法人の決算資料から当期利益の額を引用（構成農家数：154戸）	

東広島市内を含む県内の都市住民を対象に、田植えまつりや収穫まつり体験を実施。



【清流小田米】



【米粉パン工房「パン＆マイム」】

11

■薬用作物の産地づくり

自然条件を活かし、法人が中心となって、漢方薬メーカーとの連携により薬用作物を導入。

協定名・所在地 しみず くろせ ゆぎょうじ かたおか くすがみ 清水、黒瀬、遊行寺、片岡、楠神の 5集落協定（高知県越知町）	協定の概要 面積：39ha（田、畑） 交付金額：526万円 配分割合：個人 30%，共同取組活動 70% 参加者：農業者94人、農事組合法人1
--	---

地域の現状

- 越知町は、高知県の中央部（高知市の北西約30km）に位置し、町内の農地（約566ha）のほとんどが急峻な山腹に散在した小規模な農用地。
- このような自然条件を活かして、古くからショウガなどが栽培されてきたが、特に近年は薬用作物の栽培面積を拡大（昭和61年から漢方薬メーカーとの契約栽培を開始）。
- 平成2年に、生産農家が構成員となり「農事組合法人ヒューマンライフ土佐」を設立。
- 中山間地域等直接支払には、平成12年度から取組を開始。同法人は平成18年度から、各協定に順次参加。



【ヒューマンライフ土佐】

取組の概要

- 法人が、地域で栽培している薬用作物の「生産・加工・販売」まで一貫して管理することで、品質の維持及び生産量の確保を実現。
- 高齢な生産者には負担となる収穫作業等について、地域の若者を雇用して作業補助を行う仕組みを作り、担い手を育成。
- 構成員以外の町内の生産農家で生産された薬用作物も、法人が買い取り、加工・販売。
- 薬用作物の加工・乾燥調整までを自ら行い、付加価値を高めるとともに、契約販売により安定的な販路を確保。

【法人による薬用作物生産の概要】	
・ 生産品目 ミシマサイコ、サンショウウ等	・ 耕耘面積 平成18年：42ha → 平成24年：128ha
・ 組合員数 平成18年：184名 → 平成24年：411名	・ 売上額 平成18年：213百万円→平成24年：315百万円



【ミシマサイコ】

- セリ科ミシマサイコ属の多年草。
- 生薬：根を乾燥させたもの。
- 効能：食欲不振、胃炎、かぜ、中耳炎、解熱、鎮痛、解毒として抗炎症などに効果。



【サンショウ】

- ミカン科サンショウ属の落葉低木。
- 生薬：成熟果実を乾燥させ、種子をできるだけ取り除いたもの。
- 効能：抗酸化活性、免疫活性、局所消炎、蛋白質消化、血流増加などに効果。

（農林水産省「中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会（平成27年7月）」第1回資料より）

(2) 都市と農村の交流促進

① グリーン・ツーリズムの概要

農村において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、都市住民の農業・農村への関心を高め、地域の活性化に大きな役割を果たしている。滞在の期間は、日帰りから宿泊を伴う長期的なもの、定期的・反復的なもの等様々である。農家民宿等のグリーン・ツーリズム施設への宿泊者数は年々増加しており、都市住民・消費者のニーズに応えるとともに、6次産業化の進展や農家所得の向上、地域の活性化等に大きく寄与している。

(農林水産省「平成 26 年度 食料・農業・農村白書」より)



② 個人旅行等をターゲットとしたグリーン・ツーリズムの推進方策

グリーン・ツーリズムは教育旅行分野では旅行業界等との連携が進み、体験型学習推進の流れの中で、グリーン・ツーリズム関連商品が一定程度浸透している。しかし、国民の間に一定のニーズはあるものの、それ以外の分野（特に個人旅行）には十分に広がっていない。グリーン・ツーリズムを楽しむ層の拡大（すそ野の拡大）に向けて商品流通を促進する必要がある。また、受入地域側は情報発信、販売促進活動を展開しているものの、世の中一般に対する訴求力が不十分な場合もある。

■教育旅行における体験学習の広がりと浸透

ア 全国の中学校の学校数 10,657 校	ウ 体験学習実施率 58.5%
イ 修学旅行実施率 97.2%	エ 体験学習に占めるグリーン・ツーリズムの割合（料理体験+農山漁村体験）21.8%
ア×イ×ウ×エ=1,321 校（シェア 12.4%）	

(出典：公益財団法人日本修学旅行協会)

教育旅行以外の分野でグリーン・ツーリズムを推進していく方策について、農林水産省有識者会議²の有識者に対する事前アンケートでは、以下の意見等が提案された（一部抜粋）。

■企業等との連携

- ・地域関係者とともに、地域資源を見直し、磨いていくことが重要。合わせて農山漁村地域に关心を抱く企業等との連携を強化。

■個人旅行

- ・個人旅行の分野については、性別や年代、グループ等により志向が異なる。セグメント化、志向に応じたプロモーションが必要。
- ・個人旅行では、やることを決めてから場所を選ぶケースと、旅行先を決めてからやることを決めるケースがある。スマートフォンの普及等により後者の行動パターンが増える傾向。旅行中の人へのアプローチがより大切になるため、旅行先に到着してからの情報提供（スマホ対応や宿で明日参加できるアクティビティの情報提供など）

² グリーン・ツーリズム推進連絡会議

ど) が重要。当日・翌日に参加できるコンテンツの把握と案内・在庫管理がひとつのポイント。

■受入体制づくり

- ・受入地域全体を俯瞰する体験商品の受入機能(組織)として、個人旅行客向けに継続的な商品開発、販売支援を担う人材(機能)が必要。

■可能性のあるマーケット、セグメント

- ・移住・定住希望者の中には、移住先で農業との関わりを望む方が多いが、農業の実態や仕組みを知らない方も多い。そういう方々に農業体験ツアーを紹介する等、農業の理解を深める有効な手段になるのではないかと考える。

■効果的な情報発信・販売手法

- ・滞在者の意見や口コミ、評価など、新たにグリーン・ツーリズムを体験するのに必要な生の声を届けることも必要。個人旅行者を取り込むには、地域と連携したプロモーション、利用者による発信(SNS、口コミ)、WEB やマスコミの活用など多面的な訴求が求められる。地域としてアピールすることが肝要。
- ・店頭販売よりも、いわゆる SIT (Special interest tour)³としてウェブ販売や会員制の DM に親和性があるのではないか。

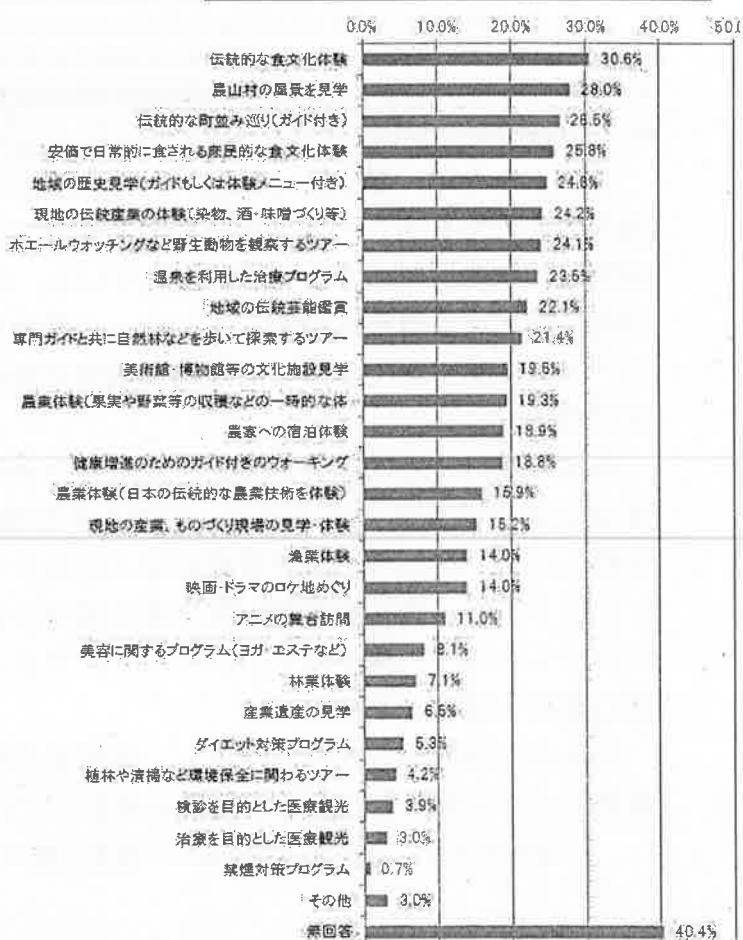
(農林水産省「平成 26 年度 第 1 回グリーン・ツーリズム推進連絡会議」資料 4 より)

③ グリーン・ツーリズムのインバウンド展開

日本国内の旅行で興味のある体験・ツアー

近年、世界遺産の登録、日本の食文化への関心の高まり、為替の円安方向への推移等により訪日外国人旅行者が大幅に増加している。政府は、平成 32 年のオリンピック・パラリンピック東京開催を追い風として平成 32 年に向けた訪日外国人旅行者数について 2,000 万人を目指すこととしている。

観光庁の調査によると、訪日外国人旅行者は、伝統的な食文化体験、日本の農村の風景の見学、伝統的な街並みめぐりに対する興味が高い傾向にあり、大都市だけでなく農村についても高い興味を示している。東京、箱根、京都、大阪等を巡るいわゆるゴールデンルートがインバウンド観光の主流となっている中、観光ルートに農山



³ 観光スポット周遊型ではない、バラエティ豊かなテーマ性・趣味性の高いパッケージツアー。海外旅行の経験が豊かなリピーター層を中心に人気を集めており、砂漠を縦断したり、高地を疾走するサイクリングツアーなどの体験型ツアーや、民間の家に宿泊するホームステイ型ツアーやの人気が高くなっている。

グリーン・ツーリズムにおけるインバウンド受入れにおいては、教育旅行を中心とした団体旅行（旅行会社等が旅行手配を行い、添乗員や通訳ガイド等が同行）が多く、外国語対応や食事対応等の課題は顕在化しにくい状況にある。教育旅行ニーズを引き続き獲得するとともに、拡大することが予想される個人旅行に対応したターゲットを意識した滞在プログラムづくりや受入れ、プロモーションのあり方を検討する必要がある。また、観光関係者との連携は十分な発展可能性を残している。

（農林水産省「平成 26 年度 食料・農業・農村白書」、農林水産省「平成 26 年度 第 1 回グリーン・ツーリズム推進連絡会議」資料 4、観光庁「外国人が楽しめるニューツーリズムを目指して」（平成 23 年調査）より）

④ 農業と医療・福祉との連携

近年、農村における癒しや安らぎの提供、農作業を行うことによる健康の維持・増進の効果等が注目されており、特定非営利活動法人日本セルフセンターの調査によると、農業活動による精神の状況や身体の状況の改善が見られている。

農作業による身体・精神の変化



このような中、農業法人等において、障害者や高齢者、生活困窮者等が作付けや収穫等の農作業を通じて身体機能の向上や収入の確保を図るなど、農業と医療・福祉が連携した取組が全国各地で展開されている。また、企業が特例子会社⁴を設立して農業分野に進出する事例も増加しており、企業は法定雇用率の達成や社会貢献が可能となる一方、農業分野での障害者雇用の増加や地域の農業者との連携等による地域の活性化が期待される。

各地で進む「農福連携」の動きに国や自治体も支援策を打ち出している。厚生労働省は 2016 年度予算の概算要求に障害者の就農に向けた事業の関連費用 1 億 1,000 万円を新たに盛り込んだ。障害者施設などに対する農業専門家の派遣や、販売会の支援などをを行う方針。農林水産省も障害者の就農などに対する留意点をまとめたマニュアルを作成したほか、働きやすいようバリアフリー化した福祉農園として施設を改修する際の費用を補助している。

奈良県や島根県などの自治体も、福祉事務所の農業参入への支援や、農作業と障害者就労のマッチングといった施策を実施している。⁵

（農林水産省「平成 26 年度 食料・農業・農村白書」、平成 27 年 11 月 13 日官庁速報より）

⁴ 障害者の雇用の促進及び安定を図るために、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用しているものとみなして、実雇用率に算定が可能。

⁵ 奈良県は、農産物の生産や販売に意欲のある障害者就労支援事業所と協定を締結し、「障害者農業チャレンジ事業所」として、栽培技術のアドバイスなど、農業への取り組みを支援している。島根県は農業と障害者就労のマッチング体制の構築と、地域の関係機関による支援ネットワーク形成を行っている。

(3) 農地保有に係る課税の強化・軽減

■平成 28 年度税制改正の大綱の概要（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）より

○ 農地保有に係る課税の強化・軽減

- ・農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地について、通常の農地より固定資産税の評価額を引上げ。
- ・所有する全農地を農地中間管理機構に 10 年以上貸し付けた場合は、固定資産税等の課税標準を最初の 3 年間価格の 2 分の 1 等とする特例措置を創設。

（総務省ホームページより）

■平成 28 (2016) 年度税制改正大綱 農地集約に期待感 実効性疑問視も 農業関係者

自民、公明両党がまとめた平成 28 (2016) 年度の税制改正大綱には、農地の大規模化を進めるための固定資産税の見直しが盛り込まれた。環太平洋連携協定（TPP）をにらみ、負担軽減と課税強化の両方を使って農地集約を加速させる狙いがある。県内の農業関係者は、農地集約への期待感を示す一方、農地の貸し借りに対する税の優遇は農地中間管理機構（農地バンク）の制度を活用するよう求められており、実効性を疑問視する見方も出ている。

農地バンクに 10 年以上農地を貸した場合、固定資産税額は 3 ~ 5 年半減される。一方で、農業委員会から勧告を受けた耕作放棄地にかかる固定資産税は 1.8 倍に引き上げられる。

地元で農地バンクを使った農地集約を進める木津みづほ生産組合（新潟市江南区）の坪谷利之代表は「長時間かけていくつもの田んぼを移動して農作業しなくて済むように、ある程度農地をまとめて効率化するのは重要だ」と強調。固定資産税について「（耕作放棄地への課税強化という）罰則より半減というメリットの方が受け入れやすいと思う。一定の効果があるのではないか」と期待する。

現在、農地バンクは受け手の見つかっていない農地は借り受けないのが実情だ。このため、受け手が見つかりにくい中山間地の生産者からは国の方針に不満が相次ぐ。

1.5 ha を耕す佐渡市岩首の農家、大石惣一郎さんは「官僚が作った机上の空論だ」と大綱を批判する。「中山間地では担い手が育たず、農地の引き受け手がいない。農地バンクの使いようがないし、もともと安い固定資産税が半減されてもたかが知れている」と受け止める。

先月発表された最新の農林業センサスで、本県の耕作放棄地は 1 万 562 ha と初めて 1 万 ha を超えた。十日町市中条の農家、山本浩史さんは「国はなぜ耕作放棄が増えるのかを考えるべきだ。（輸入農産物が増える可能性がある） TPP で耕作放棄地が増えるような状況をつくっておいて、そこに増税するなんて発想が逆だ」と憤る。

胎内市東牧の農業法人代表、緒方文一さんは「小さな田んぼが多い中山間地にとっては、そもそも農地集約を目指そうとする方針がなじまない」と話した。

農業経営に詳しい伊藤忠雄・新潟大名誉教授は「農地バンクの効果が上がらないから税制を変えるやり方は邪道だ。政府は現場を混乱させないよう資産である農地を安心して貸し借りできる仕組みを真剣に考えるべきだ」と指摘した。

（平成 27 年 12 月 12 日 新潟日報より）

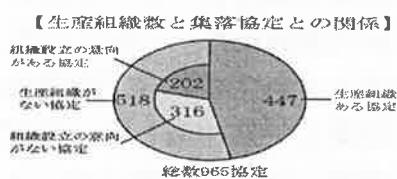
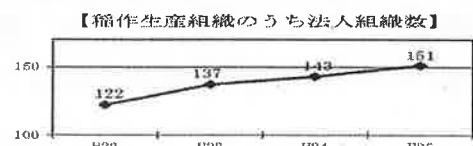
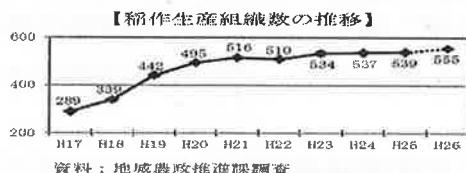
(4) 本県の取組状況と課題等

① 中山間地域における持続可能な営農体制整備等への支援等（中山間地域等直接支払制度に係る取組等）

中山間地域等直接支払制度は、約 1,300 集落の 965 協定（H25）で、農地保全活動等が取り組まれている。その中で農業生産の組織数は、平成 25 年度で 539 組織となっている。965 集落協定のうち生産組織がある協定は 447、生産組織がない協定は 518 となっており、518 協定のうち 202 協定は組織設立の意向があるものの、着手できていない状況にある。組織設立意向がない協定では、一部で担い手や外部からの支援が確保されているが、大半は個別でやれるところまで営農を続けたいとのことから、フォローが必要となっている。

なお、稲作生産組織数の増加に伴い、組織の法人化も増加傾向にある。

今後の課題として、中山間地域における生産の組織化に向けた意識の醸成を図り地域での話し合いを促進するとともに、複数集落が連携した広域的な受け皿となる組織の育成や、外部との連携も含めた営農体制の構築を進める必要がある。



【組織設立の意向があるものの着手出来ない理由】	
回答数	67
組織化への意識が醸成されていない	67
まとめ役となるリーダーがない	23
農作業の担い手がない（不足）	31
生産条件が悪い（機械化困難）	20
その他	56
計	202

資料：地域農政推進課調査

【中山間地域に農業参入している企業数】	
年度	企業数
H20	18
H21	19
H22	24
H23	30
H24	36
H25	40

資料：農林水産省調査

新潟県「夢おこし」政策プラン指標項目の進捗状況

指標項目	プラン策定期	実績		目標 (平成28年度)
		平成25年度	平成26年度	
中山間地域（直払地域）の生産組織数	534組織 (平成23年度)	539組織	—	600組織

資料：地域農政推進課

② 担い手の育成

県では、農業生産法人に雇用された企画・販売ノウハウを有する新規就農者等の所得保障（新潟版所得保障モデル事業（中山間地域新規就農者確保モデル事業））を平成 21 年度からモデル的に実施しており、平成 26 年度は 10 地区で取り組んでいる。

10 地区の取組成果として、事業実施前に比べて付規模は 9 法人、販売額は 6 法人で拡大しており、7 法人で 14 社との販路を開拓・8 品目の新商品が開発された。また、助成が終了した 3 法人を含む 4 法人で経常利益を確保している。今後の課題として、若い新規就農者を雇用する法人の育成や、U・I ターン等多様な担い手の受入を進めるとともに、所得を確保するための公的サポートの充実に向けた制度改善を引き続き国に働きかけていく必要がある。

③ 地域資源を活用したビジネス化の推進

広域的な営農体制づくりと山菜等の地域資源を活用した取組の支援等を通じ、小規

平成 28 年 1 月 20 日 新農業戦略対策特別委員会関連資料
模農家の参加による取扱量の拡大や、これを踏まえた販路の拡大が進んだ。

付加価値の高い農業経営の実現に向けた取組を支援し、農業法人による若い新規就農者の雇用を契機とした新たな取組や棚田米、ヨモギ等の商品化に向けた大学・食品産業等との連携が進展した。今後の課題として、棚田米などの地域条件を生かした農産物の販売強化や郷土食を提供する農家レストランの開設、大学等との連携などにより、中山間地域の特色を最大限に活用した 6 次産業化を更に進める必要がある。



＜圓形槽料に加工した糀をを利用して
冬期園芸の販売拡大にチャレンジ＞



＜大学との連携による、ヨモギの
優良系統選抜に向けた現地調査＞

④ 棚田等の保全活動

農道・水路の補修や草刈りなど、棚田の保全活動を通じて地域の農業生産活動を支援するボランティア組織「E C H I G O 棚田センター」は、活動開始から 16 年目を迎え、平成 26 年度は県内 20 地区で計 37 回の活動を実施した。

また、CSR（企業の社会的責任）の観点から社会貢献活動を希望する企業「棚田みらい応援団」と、人手不足に悩む中山間地域を仲介し、棚田等の保全活動を行う取組は、県内企業延べ 4 社が参加し、田植えや稻刈りなどを行った。また、学生ボランティアによる中山間地域支援の取組も実施し、大学・専門学校生の参加により、山腹水路の江ざらい（農業用水の側溝清掃）や草刈りを行った。今後の課題として、ボランティアによる棚田等の保全については、現在進めている CSR 活動の定着と実施地域の拡大を図るとともに、学生など多様な主体の参加促進や、地域の営農支援を行う N P O 等との連携により、取組の輪を広げていく必要がある。

⑤ グリーン・ツーリズムの推進

グリーン・ツーリズムの総合窓口として、公益社団法人新潟県農林公社に「にいがたグリーン・ツーリズムセンター」を設置。専門指導員を配置し、都市住民の多様なニーズに対応しながら、受入地域の活動を支援することで、学童の受入数は増加した。また、県全体でのグリーン・ツーリズム PR や農家民宿開業支援などを実施した。今後の課題としては、グリーン・ツーリズムの取組は進んできているが、農業施設間のネットワークづくりなど、農村における地域資源を活用した新たなビジネス化の取組を推進する必要がある。

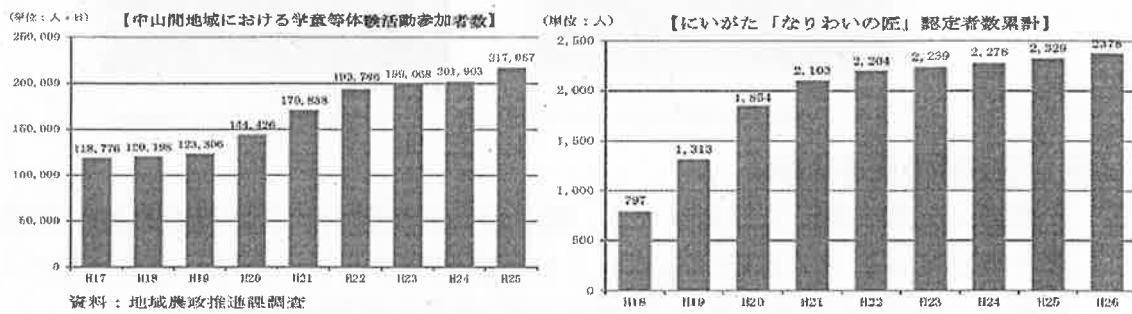
⑥ 学童等体験学習活動の受入拡大

平成 20 年度から始まった「子ども農山漁村交流プロジェクト⁶」に対応し、17 市町村（14 団体）が、小中学生の農家民宿を伴う体験活動受入体制の整備を進めている。県では、小中学校等の体験活動の受入拡大を図るため、ガイドブックの配布やに

⁶ 農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するもの。

いがたグリーンツーリズムセンターホームページの充実等を通じて広報活動を進めている。また、体験指導者「なりわいの匠」の指導技術の向上等を図るため、研修会等を実施するとともに、新たな「なりわいの匠」の確保に取り組んだ結果、認定者は増加した。これらの取組により県の政策指標としている学童等の体験活動参加者数（グリーン・ツーリズム誘客数）は年々増加し、平成 25 年度は 217,067 人・日で、前年度に比べ約 15,200 人・日増加した。

今後の課題として、更なる拡大に向け、学童等の農山漁村長期滞在を推進する法制化に対応できる受入体制づくりや、北陸新幹線開業に伴う誘客拡大に向けた上越妙高・糸魚川地域の商品力アップなどが必要である。



新潟県「夢おこし」政策プラン指標項目の進捗状況

指標項目	プラン策定時	実績		目標 (平成28年度)
		平成25年度	平成26年度	
中山間地域における 学童等体験活動参加者数 (平成23年度)	199,068 人・日	217,067 人・日	—	240,000 人・日

⑦ 防災グリーンツーリズムを通じた交流の拡大

知事の防災グリーンツーリズム⁷宣言（平成 20 年 10 月）以降これまで、首都圏及び県内の地域・団体・市町村への呼びかけや、全体交流会の開催等により防災グリーンツーリズムを推進し、首都圏からの参画自治体は、平成 25 年度までに東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県の 12 市町に広がっている。

平成 26 年度は、埼玉県の市町村防災担当者会議で防災グリーンツーリズムの趣旨説明を行うとともに、新たに埼玉県坂戸市や東京都豊島区と意見交換を行った。また、魚沼市で防災グリーンツーリズム交流会を開催し、首都圏と本県の交流拡大を進め、交流組織員数は増加した。今後の課題として、引き続き交流を志向する首都圏の団体や企業等の拡大を図るとともに、県内受入団体の育成が必要である。

新潟県「夢おこし」政策プラン指標項目の進捗状況

指標項目	プラン策定時	実績		目標 (平成28年度)
		平成25年度	平成26年度	
防災グリーンツーリズム 交流組織員数 (平成23年度)	23,061人	64,099人	—	75,000人

（「平成 26 年度新潟県の農林水産業」より）

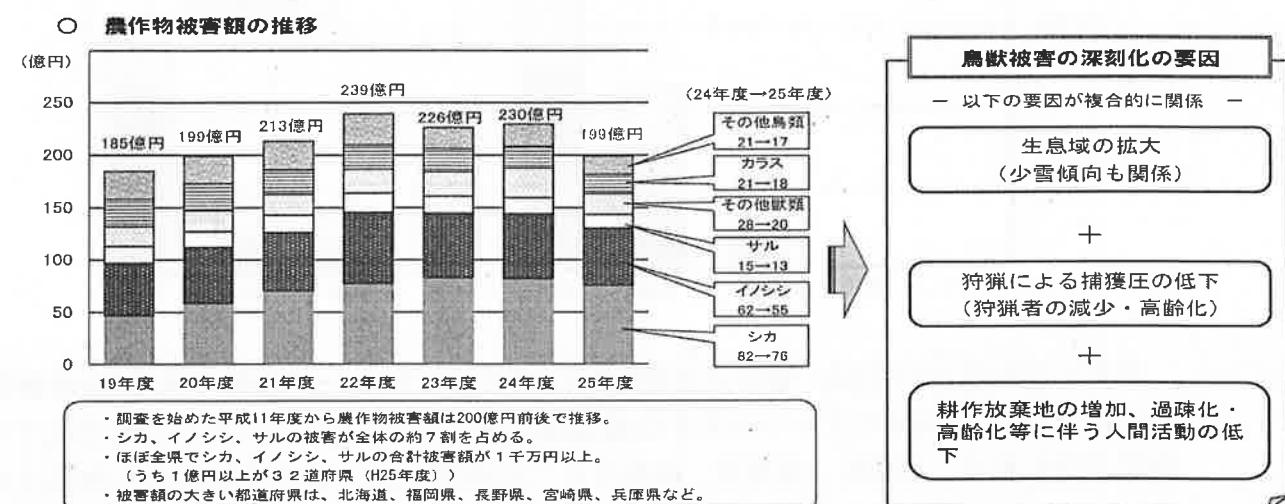
⁷ 首都圏等において災害が発生した際に、被災の経験で得られたノウハウを活かして、都市住民の方々から安心して本県に避難してもらえるように、日頃からの交流を通じて顔の見える関係づくりを進める取組。

2 鳥獣被害防止対策の取組について

(1) 鳥獣による農作物被害の現状

① 全国の被害状況と被害深刻化の要因

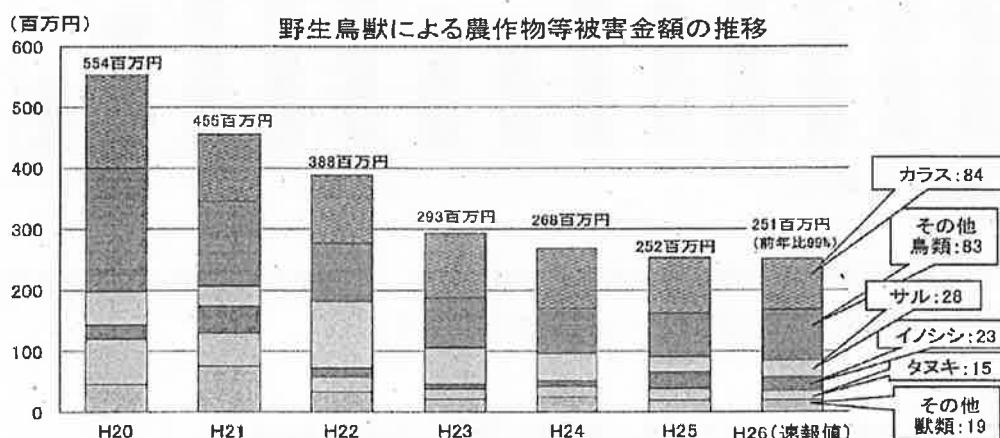
野生鳥獣による農作物被害額は、近年、年間 200 億円前後で推移している。被害のうち、全体の 7 割がシカ、イノシシ、サルによるもので、特に、シカ、イノシシの被害の増加が顕著である。また、鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。鳥獣被害が深刻化している要因としては、鳥獣の生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。



（農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題（平成 27 年 10 月）」より）

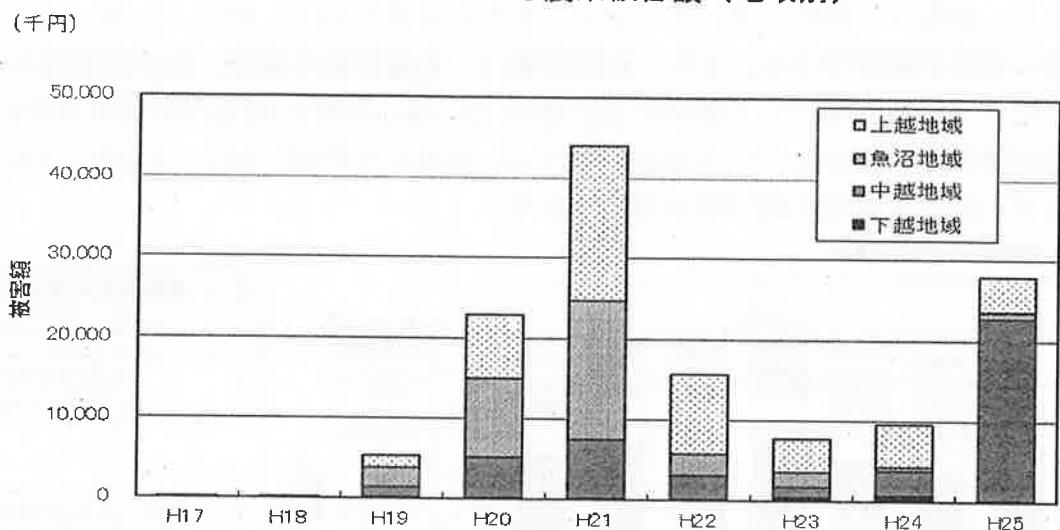
② 本県の被害状況

本県における野生鳥獣による農作物等被害額は、平成 20 年度以降縮小傾向にあるが、平成 26 年度（速報値）は前年並みの約 2.6 億円であった。被害額のうち、約 1.7 億円（66%）が鳥類、約 9 千万円（34%）が獣類による。鳥類被害ではカラス類が最も多く鳥類被害の 50% を占め、獣類被害ではサル、イノシシによるものが多く、これらが獣類被害の 60% を占める。イノシシ被害の伸びは頭を打ったように見えるが、新たな被害地域や目撃情報等も報告されており、引き続き警戒が必要である。



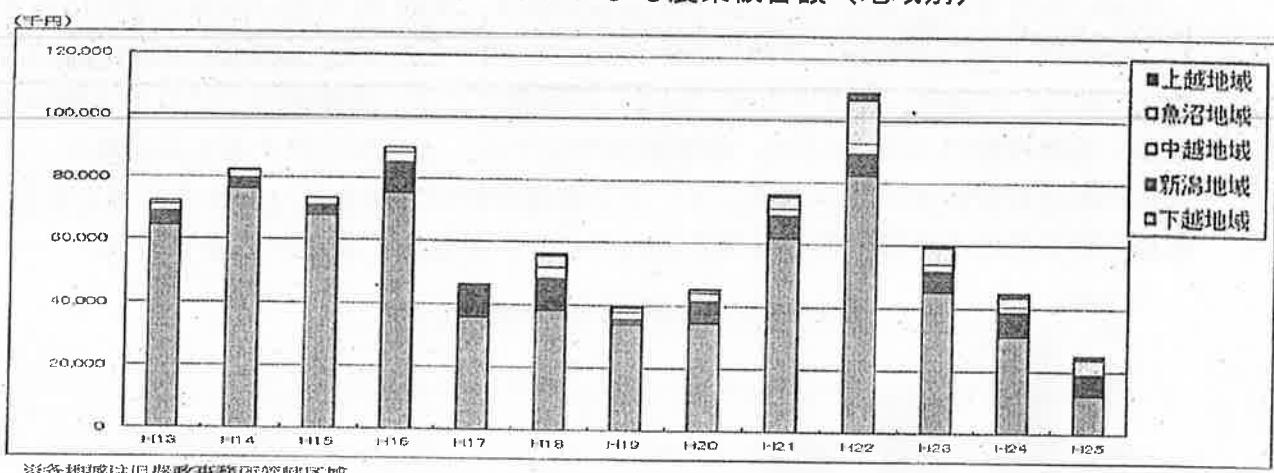
県内のイノシシによる農作物被害額は平成 17 年度以降記録され始め、平成 21 年度まで急激に増加し、その後、増減はあるものの、稻、いも類、野菜の被害を中心に依然として高い水準にある。更に、近年まで被害が確認されていなかった中・下越地域において被害が発生するようになったことから、中・下越地域での拡大防止対策も必要である。

イノシシによる農業被害額（地域別）



ニホンザルについては、県による市町村に対するヒアリング結果（平成 23 年度調査）によると、県内では 6 つの大きな地域個体群⁸が確認されている。下越地域での分布が最も広く、津南町、妙高市、糸魚川市では長野県にまたがる個体群も確認されている。下越地域で農作物被害額が多く、全ての地域個体群の生息地域で農作物被害が発生している。また、野菜を中心に被害が発生しており、その他にいも類、果樹、豆類、稻等で被害が発生している。

ニホンザルによる農業被害額（地域別）



（「平成 27 年度第 1 回新潟県鳥獣被害対策本部会議」資料、「平成 27 年度第 1 回新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会」資料、「新潟県イノシシ管理計画」より）

⁸ 下越（下越北部・阿賀野川左岸）、三条、南魚沼、津南、妙高、糸魚川

野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況(平成25年度)

平成28年1月20日 新農業戦略対策特別委員会関連資料

③ 都道府県別農作物被害状況

都道府県	鳥獣計	鳥類	獣類	被害面積		鳥獣計	鳥類	獣類	被害量		鳥獣計	鳥類	獣類	被害金額			
				うち 1/シジ	サル				うち 1/シジ	サル				シカ	サル	シカ	
北海道	43,350	630	42,700	0	0	14	0	41,794	54,666	8,835	515,792	0	504,973	563,835	18,955	550,850	
東	1,341	17	25	0	0	894	1	0	10,334	557	371	0	154	0	7,045	3,947	
西	256	316	1,025	9	1	32	1,782	0	106	1,675	858	7	6216	50,632	7,893	42,734	
北	23	74	103	8	0	0	0	0	358	108	250	0	33	1,428	1,461	13,376	
北	2,220	10	13	0	0	0	0	0	1,371	94	0	0	0	0	0	2,406	
北	2,220	1,819	401	34	0	0	0	0	927	544	52	214	0	61,646	40,493	21,074	
北	284	75	209	161	1	1,251	167	1,084	862	105	5	14,831	1,483	3,632	11,199		
北	4,167	2,311	1,856	307	137	927	1,567	1,973	13,702	1,289	588	0	58,956	153,559	94,737	16,264	
茨城県	105	58	47	44	0	0	1,577	975	602	518	0	0	49,131	40,757	7,875	7,545	
茨城県	105	56	272	138	9	40	2,546	296	2,250	1,307	100	513	29,564	7,763	21,796	10,922	
栃木県	301	22	279	97	40	58	5,239	66	2,173	1,515	134	174	38,809	1,426	10,334	2,247	
群馬県	112	48	65	22	5	6	961	108	853	514	89	74	13,326	2,459	10,867	3,714	
埼玉県	797	562	235	155	17	6	1,334	328	1,007	752	90	17	31,914	9,142	22,772	14,637	
千葉県	12	11	1	0	0	115	14	101	47	15	4	4,970	4,973	1,176	1,244	432	
東京都市	37	10	27	12	5	5	784	244	439	161	81	93	14,246	4,361	3,985	1,433	
神奈川県	145	29	17	32	38	40	796	97	699	207	331	144	19,235	3,840	15,334	4,263	
山梨県	5,069	2,015	2,254	557	215	642	5,150	1,256	3,894	557	1,674	73,335	20,784	11,799	9,874	4,104	
長野県	1,459	1,228	1,331	432	284	460	5,905	1,355	5,750	714	205	4,532	38,326	15,455	15,611	8,163	
新潟県	8,305	3,727	4,577	9494	614	1,256	24,407	3,640	20,767	6,672	1,600	7,224	31,277	21,401	8,277	4,760	
新潟県	1,678	371	307	96	0	1,157	2,69	389	125	77	0	25,249	16,140	9,109	2,285	0	
福井県	60	14	46	35	9	0	385	112	212	226	72	0	8,711	3,235	5,476	1,325	
石川県	116	62	53	52	0	0	575	325	247	226	11	0	6,473	1,321	5,152	0	
福井県	211	10	261	212	6	36	626	13	613	457	23	120	12,790	268	12,523	10,521	
小計	2,124	1,457	667	332	112	36	2,743	1,221	1,522	984	182	120	53,223	20,963	22,280	22,040	
岐阜県	622	77	545	247	46	145	3,286	522	2,733	991	249	920	47,095	5,945	41,150	17,545	
愛知県	903	573	329	136	37	72	2,550	1,250	1,300	661	215	39,612	18,780	20,832	10,115	10,514	
三重県	2,028	78	1,950	590	637	714	1,583	78	1,505	614	544	326	32,444	1,862	30,582	12,141	
小計	3,553	728	2,825	973	720	931	7,388	1,855	5,587	2,266	997	1,461	119,150	26,586	92,564	21,359	
滋賀県	444	16	428	187	60	178	1,144	54	1,049	462	205	414	23,882	1,190	22,662	9,486	
京都府	302	30	273	118	28	111	2,063	337	1,726	643	312	602	48,514	9,127	39,387	15,832	
京都府	73	6	67	38	2	-19	459	57	402	218	6	88	13,034	1,952	11,182	5,384	
大阪府	482	38	424	221	4	158	0	0	0	0	0	0	67,354	9,135	62,919	12,141	
兵庫県	191	335	152	35	120	653	62	581	62	337	61	114	22,249	1,102	21,147	10,338	
奈良県	526	633	683	349	97	155	1,982	141	1,111	316	239	33	31,104	2,467	30,637	17,431	
和歌山県	765	82	630	220	1064	25	741	6,200	650	5,650	2,770	899	1,457	28,874	183,222	85,067	52,220
小計	2,552	362	2,210	1,064	247	10	62	1	63	62	60	1	6297	5,740	5,275	1,622	
福岡県	48	2	46	44	0	1	370	24	346	328	9	2	8,199	787	7,412	73	
鳥取県	183	41	142	127	4	1	1,053	111	941	577	128	148	26,942	3,001	23,941	14,502	
島根県	1,944	512	1,432	773	163	171	51	2,408	203	2,205	1,750	61	350	4,678	4,678	43,910	3,412
山口県	550	52	438	425	14	43	0	0	798	32	766	278	211	11,911	639	11,273	12,275
山口県	342	39	303	189	69	37	43	0	43	43	37	0	6	48,013	7,089	40,924	11,395
小計	5,147	161	1,186	667	148	289	3,723	517	3,206	2,180	228	126	157	37,970	8,064	35,981	11,395
福岡県	624	975	4,199	2,670	475	599	12,435	1,833	10,602	7,453	967	1,669	239,335	35,556	203,729	135,531	
小計	5,827	295	329	247	10	62	4,958	2,270	2,688	2,720	602	198	437	91,671	36,306	55,366	35,687
佐賀県	568	261	307	261	10	0	1,061	328	238	224	619	40	0	20,436	6,040	14,446	11,023
長崎県	687	300	355	0	7	0	2,582	176	2,405	2,291	0	49	28,724	3,171	25,553	23,930	
熊本県	505	80	426	340	14	64	4,554	694	3,859	2,502	119	1,194	45,531	10,398	35,133	28,030	
大分県	194	11	184	129	7	40	2,258	66	2,183	1,463	77	556	21,550	1,078	20,472	14,474	
宮崎県	1,275	159	1,116	540	181	368	3,723	13,198	3,89	5,949	577	6,152	7,976	68,736	33,396	33,396	26,666
鹿児島県	9,681	104	2,734	6,947	3,972	394	20,28	38,422	4,604	310	2	1,185	13,164	32,481	24,807	163,790	15,842
小計	79,021	12,474	66,047	10,055	2,676	48,313	63,376	24,558	608,416	41,044	0	9,819	4,610	5,208	3,486	549,127	131,414
																75,681	

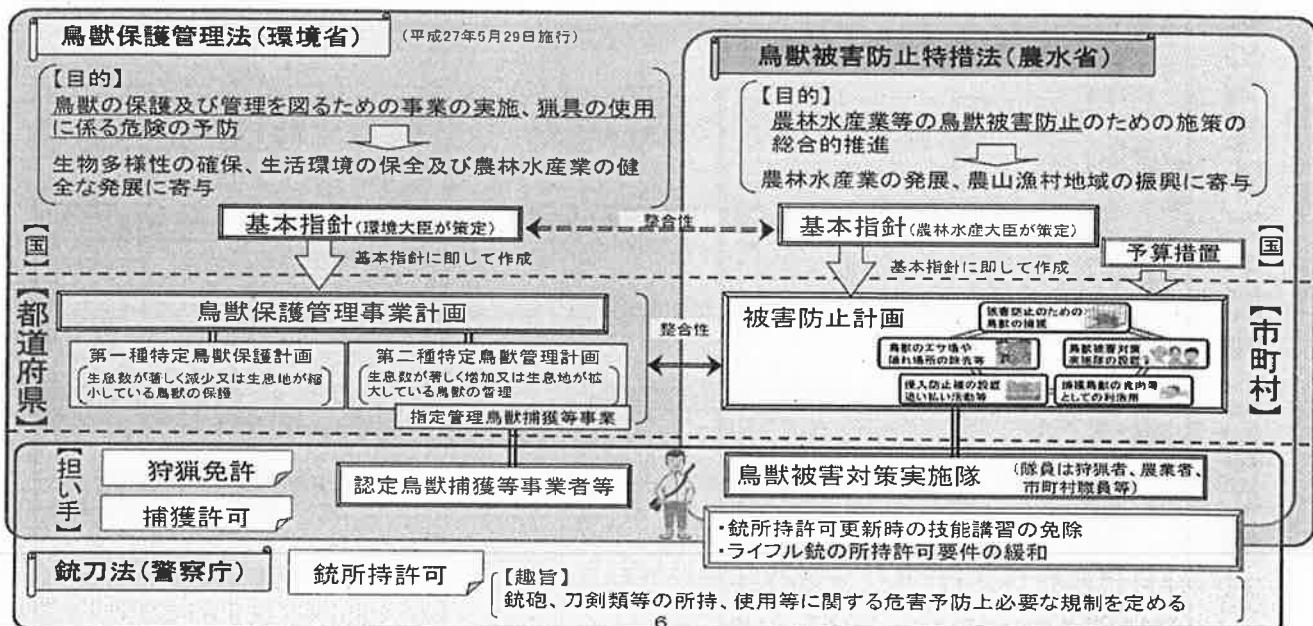
*1. 鳥獣の報告によると、市町村からの報告を数えて記載している。

(農林水産省ホームページより)

(2) 鳥獣被害防止に係る関連法

① 関連法の概要

「鳥獣保護管理法⁹」は、都道府県を中心とした鳥獣保護管理事業、狩猟免許や捕獲の許可等の制度について定めた法律である。我が国の鳥獣に関する法制度として、明治期の制定時より、時代の多様な要請を受けて数度の改正を経て現在の制度となっている。一方で、近年の鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成 19 年 12 月に、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって様々な被害防止のための総合的な取組に対して支援すること等を内容とする「鳥獣被害防止特措法¹⁰」が議員立法により成立した。同法については、平成 24 年 3 月には、対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進を図るための一部改正法、平成 26 年 11 月には、鳥獣被害対策実施隊員以外の者の猟銃所持許可更新時等の技能講習を免除する特例措置について期限を延長する一部改正法が成立している。銃を使用する猟については、鳥獣保護管理法に基づく銃猟免許に加え、「銃刀法¹¹」に基づく銃所持許可が必要とされている。



(農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題（平成 27 年 10 月）」より)

② 改正鳥獣保護法（鳥獣保護管理法）の成立【H26.5 公布・H27.5 完全施行】

鳥獣保護管理法は、農産物の食害被害抑制等のため、従前の鳥獣保護法から捕獲を強化する等の改正が行われたものである。近年、ニホンジカなど一部の鳥獣においては、急激な生息数の増加や生息地の拡大が生じており、農林水産業・生活環境への被害等が深刻な状況となっている。一方、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしている狩猟者については、その減少や高齢化が著しく、鳥獣捕獲の担い手の育成・確保が大きな課題となっている。こうした事態に対応するため、従来の「鳥獣の保護」を基本とする

⁹ 正式名称：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

¹⁰ 正式名称：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

¹¹ 正式名称：銃砲刀剣類所持等取締法

平成28年1月20日 新農業戦略対策特別委員会関連資料
 施策から、一部の鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する「鳥獣の管理」のための施策への転換を図り、抜本的な鳥獣対策を進めるため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）の一部が改正され、法の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）に改められた。改正法では、都道府県が策定する従前の「鳥獣保護事業計画」は「鳥獣保護管理事業計画」に改められ、従前の「特定鳥獣保護管理計画」は特に保護すべき鳥獣のための計画と特に管理すべき鳥獣のための計画に分けて位置付けられた。また、環境大臣が指定する「指定管理鳥獣¹²」について都道府県又は国が捕獲等を行う事業の創設、捕獲を専門とする事業者を認定する制度の創設、網やわなを使う獣の免許を取得できる年齢の引き下げ（20歳→18歳）などが盛り込まれた。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法） の一部を改正する法律について

【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護:その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理:その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第4条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県 知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができるとしている（第7条の3及び第7条の4）。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができるとしている。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。（第14条の2）

※都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができるとしている（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができるとしている（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日施行（一部は公布日施行）

（環境省ホームページより）

¹² イノシシ及びニホンジカ

(3) 鳥獣被害防止対策の現状と課題

① 鳥獣被害防止対策の基本的な考え方

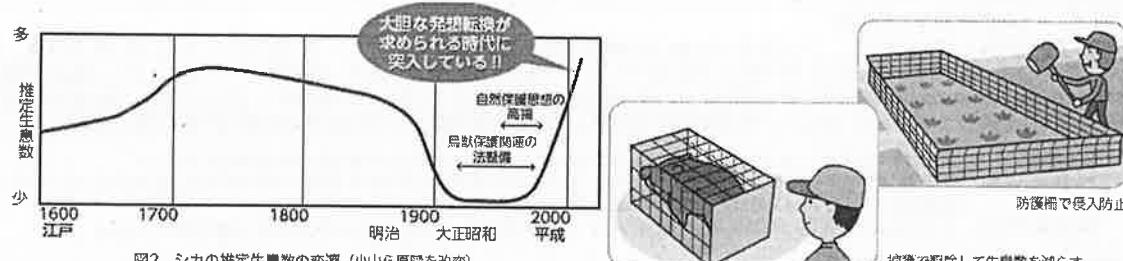
鳥獣による農作物への被害を減少させるためには、野生鳥獣の管理手法である「個体数管理」、「生息地管理」、「被害防除」の 3 つを総合的に進めていく必要があるとされている。

個体数管理：計画的な捕獲等

生息地管理：里山・人工林の整備や広葉樹の植栽等

被害防除：里の餌場価値を下げる、防護柵等の設置、生息地への追い払い、被害に遭いにくい農業形態（耕作放棄地の解消等）等

また、危機的に増える近年の野生動物の被害の大きさに鑑み、農林水産省が策定した被害防止マニュアル（平成 26 年 3 月版）においては、最も直接的に野生動物の被害を防ぐ方法は、侵入防止のための「防護柵の設置」と「捕獲」であるとされている。農作物を荒らされたくなれば、野生生物を「農地に入れない」のが一番であり、農地に入ろうとする野生動物の「数を減らす」ことで侵入リスクを軽減させることができる。なお、サルは、侵入してくる前に追い払いなどの防除を行い、それでも被害が軽減できない場合は捕獲を考えることとされている。

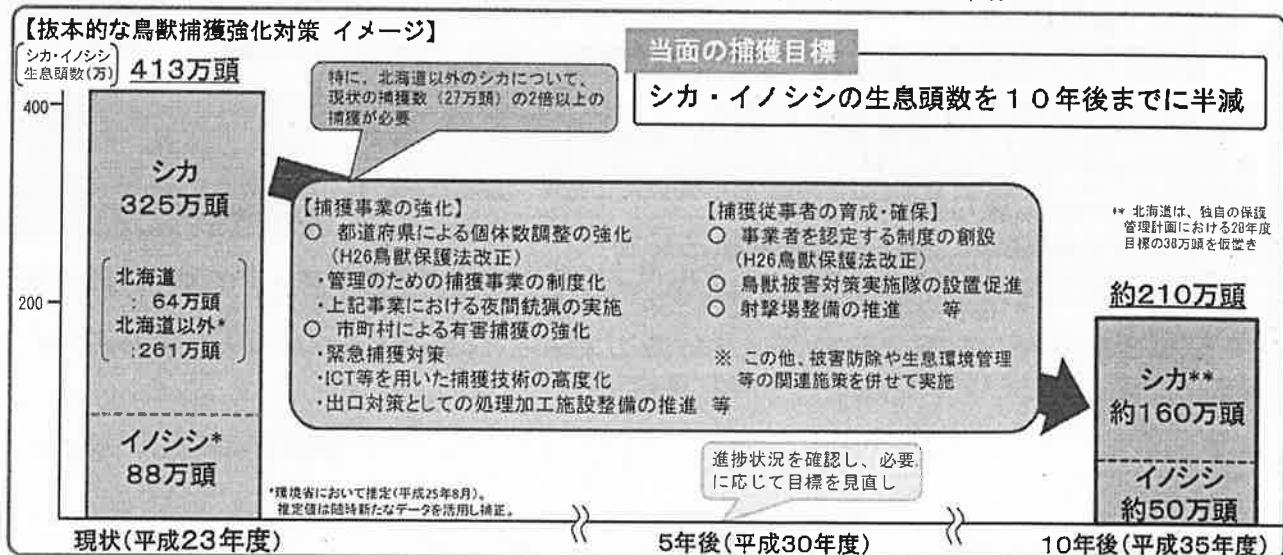


（農林水産省「野生鳥獣被害防止マニュアル－生態と被害防止対策（基礎編）」（平成 18 年 3 月版）、農林水産省「野生鳥獣被害防止マニュアル－イバシ、汐、サル（実践編）」（平成 19 年 3 月版・平成 26 年 3 月版）より）

② 個体数削減に向けた目標設定（環境省・農林水産省）

環境省と農林水産省では、被害を及ぼしている特定の鳥獣の個体数等の削減に向けて目標を定め、抜本的な鳥獣管理対策を強化することとしている。

- シカ、イノシシの生息数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減
- ニホンザルの加害群数を 10 年度（平成 35 年度）までに半減



ニホンザル被害対策強化の考え方 概要

目指す方向：捕獲を中心とした被害対策への転換

目標：10年後までに加害群の数を半減

- 群れを単位とした対策
 - 被害の発生状況を考慮して、群れごとに被害対策を講じる
- 加害群の排除を目指した徹底した管理
 - ①捕獲の徹底による群れの縮小・除去
 - 農地周辺に定着しているなど被害の著しい群れ等は全頭を除去
 - 捕獲方法としては、大型の捕獲おりが有効（猟銃による捕獲は、サルの慣れによって効率が低下するおそれ）
 - ②追い払いや侵入防止柵の設置等を併せて実施（全頭捕獲後でも、他の群れが生息域を広げて再侵入するおそれ）



【対応方針】

- 都府県における取組の強化支援（改正鳥獣保護法）
 - 各都府県における第二種特定鳥獣管理計画の策定を推進し、積極的な捕獲を含む効果的な対策の強化
 - 加害群の特定や効果的な捕獲に向けたモデル事業の実施と対策手法の随時提示
- 市町村における対策の強化（鳥獣被害防止特措法）
 - 必要に応じた加害群・個体の実態把握、加害群の状況に応じた効果的な捕獲等の的確な実施を推進するとともに、緊急捕獲対策、ICT等を用いた捕獲技術の高度化を推進
 - 捕獲を中心として、追い払い活動や、侵入防止柵の設置などによる被害防除等も併せて推進する、ニホンザルのための各種取組をパッケージ化したメニューによって対策を推進

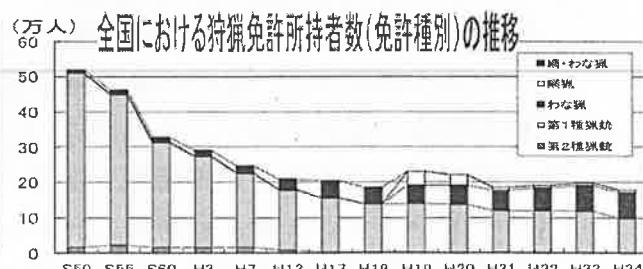
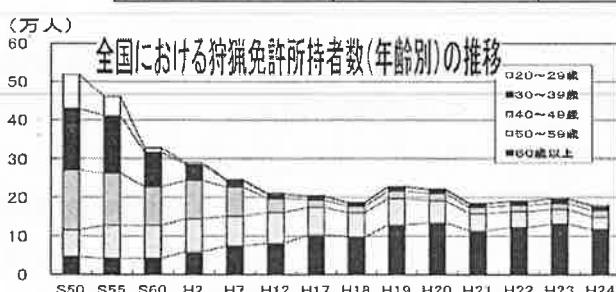
8

(農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題（平成 27 年 10 月）」より)

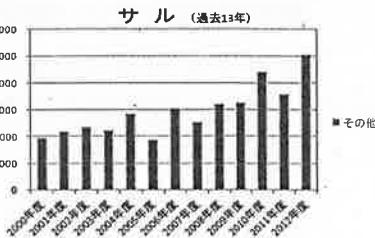
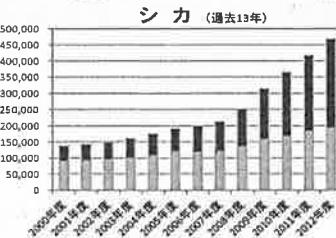
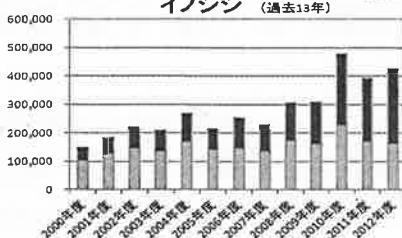
③ 狩猟者・捕獲数の推移等

野生鳥獣の捕獲の方法として、狩猟による捕獲と許可捕獲がある。狩猟を行うためには、狩猟免許の取得が必要となる。

定義	狩猟期間に、法定獵法により狩猟、鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷)を行うこと	法で定める目的で捕獲許可を受けて行う鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等	狩猟免許の種類と使用できる獵具	
			狩猟免許の種類	使用できる獵具
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種、鳥類のひよ及び卵を除く)	鳥獣及びひよの狩猟、鳥獣以外の鳥獣も含む)	網猟免許	網(むそう網、(まり網、つき網、なげ網
捕獲及び採取の事由	問わない	鳥獣による生態系等の被害防止、特定計画に基づく個体数調整等のため	わな猟免許	わな(くりわな、はこわな、はこおとし、田いわな) ※因いわなは農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。
個別の手続き	狩猟免許の取得、毎年度獵期前の登録が必要	許可申請が必要 申請先: 都道府県知事等	第一種統獵免許	装薬銃
捕獲できる時期	法令に基づき定められた狩猟期間中	許可された其期間(年中いつでも可能)	第二種統獵免許	空気銃 ※コルクを発射するものを除く。
方法	法定獵法(網・わな、銃猟)	方法は問わない(危険獵法等については制限あり)		



狩猟及び有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数



(環境省ホームページ、農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題（平成 27 年 10 月）」より)

④ 被害防止計画の策定と鳥獣被害対策実施隊の設置

市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づき、農林水産大臣が策定する基本指針に則して、単独でまたは共同して、被害防止計画を策定することができる。また、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することが可能とされている。実施隊の設置に当たっては、隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、市町村長が隊員を任命又は指名することの手続が必要とされる。鳥獣被害対策実施隊を設置した場合は、銃刀法の技能講習の免除、狩猟税の軽減措置、市町村が負担する活動経費に対する特別交付税措置などの優遇措置を受けることができる。鳥獣被害防止に取り組む市町村の数は着実に増加してきており、被害防止計画策定市町村数は鳥獣被害が認められる全市町村（約 1,500）の約 9 割を包含している。一方、鳥獣被害対策実施隊の設置市町村は、986（被害防止計画作成市町村の約 7 割）にとどまっている。

鳥獣被害対策実施隊の設置状況（平成 27 年 4 月末時点）

○ 被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置状況 ※ 被害防止計画は、都道府県と協議中のものを含む

	全市町村数 (東京23区含む)	被害防止計画 作成市町村数	うち鳥獣被害対 策実施隊 設置市町村数
H20. 4. 15	1,811	40	0
H21. 4. 30	1,800	724	33
H22. 3. 31	1,750	933	58
H23. 4. 30	1,747	1,128	87
H24. 4. 30		1,195	418
H24. 10. 31		—	521
H25. 4. 30		1,331	674
H25. 10. 31		1,369	745
H26. 4. 30		1,401	864
H26. 10. 31	1,741	1,409	939
H27. 4. 30		1,428	986

全国計	設置数	設置数
986		
北海道	159	
長野県	69	21
静岡県	2	12
新潟県	13	10
富山県	10	8
石川県	17	13
福井県	17	30
岐阜県	20	54
愛知県	11	20
三重県	23	
滋賀県	16	
京都府	23	21
栃木県	3	37
群馬県	22	17
埼玉県	2	26
千葉県	3	28
東京都	0	9
神奈川県	13	35
山梨県	18	12
高崎県	16	
鹿児島県		
宮崎県		
沖縄県		

（農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題（平成 27 年 10 月）」より）

⑤ 防護柵の設置と電気柵の安全確保

防護柵には、農地を個別に囲う柵だけでなく、複数の農地を囲うグループ柵や集落全体を囲う柵がある。最近は集落柵を選択（設置）する地域が増えている。集落全体で野生動物の侵入を防ぐことができ、たとえ侵入してもどこから入ったかが分かりやすく対策が立てやすいのが特徴である。柵の種類には障壁によって侵入を防ぐ物理柵（ワイヤーメッシュ柵、金網柵、トタン板、ネット柵など）と、学習効果によって侵入を防ぐ心理柵（電気柵）がある。よじ登りが得意なサルによる被害がある場合は、この 2 つを組み合わせた複合柵が有効である。電圧が低くしびれないことを学習した野生動物は電圧（柵線）の存在になれてしまうため、電気柵については、十分な電気ショックを与える電圧を保つことが重要とされる。

また、電気柵の設置に当たっては、人に対する危険防止のため、感電防止の適切な措置を講じることが必要である。平成 27 年 7 月に電気柵による感電死傷事故が発生したことを受け、農林水産省が全国の電気柵について緊急点検を行ったところ、7,090 箇所において安全対策が講じられていないことが確認された。このうち、大半は「危険である旨の表示がなされていない」事案だったが、重大事故につながるおそれのある

る「適切な電気柵用電源装置を用いていない」事案や「漏電遮断機を設置していない」事案も確認された。不適切な事案が多数確認された背景として、電気柵の安全対策に関する設置者の認知が十分でなかったことが大きな要因と考えられている。また、農林水産省では、7 月及び 8 月に、2 度にわたって安全確保についての通知を発出した。なお、平成 21 年にも、電気柵による感電死亡事故の発生を受け、農林水産省は安全確保に係る通知を発出している。

また、経済産業省は平成 27 年 12 月 21 日の有識者会議で、電気工事士の資格を持たない人が電気柵を自作する際は、必ず専用の電源装置を設置することを義務付けることを柱とする規制の強化を決めた。このほか、子どもでも分かるようなイラストや「きけん！」といった危険表示も促すこととしている。

電気さくの安全対策に係る点検結果について

(平成 27 年 8 月 17 日までに都道府県等から農林水産省に報告のあったもの)

都道府県等	電気さく設置 市町村数	点検箇所数	不適切事例 がある 市町村数	不適切事例 総箇所数	不適切事例 内容			
					危険表示 関係	電源装置 関係	漏電遮断器 関係	開閉器 関係
合計	1,315	99,696	508	7,090	6,713	22	606	49
北海道	137	9,756	31	958	931	1	212	1
青森県	30	341	5	11	11	0	0	0
岩手県	33	1,609	17	165	146	0	26	0
宮城県	26	2,834	12	306	293	1	13	0
秋田県	17	241	9	39	32	0	2	11
山形県	23	597	10	84	83	0	2	0
福島県	51	2,695	19	206	202	0	4	8
茨城県	29	1,162	4	16	16	0	0	0
栃木県	24	3,113	16	439	415	1	35	0
群馬県	28	874	16	62	61	0	7	1
埼玉県	36	712	17	47	38	1	11	1
千葉県	30	3,928	14	206	201	0	6	0
東京都	13	139	1	2	2	0	0	0
神奈川県	21	790	6	89	89	0	0	0
山梨県	26	1,496	9	109	106	0	3	0
長野県	62	392	7	12	12	0	0	0
岐阜県	34	4,086	22	757	712	10	50	2
新潟県	18	1,836	5	61	61	0	0	0
富山県	14	4,664	1	5	4	0	1	0
石川県	15	523	1	9	9	0	0	0
福井県	17	978	10	44	41	0	4	1
岐阜県	33	6,687	6	17	17	0	0	0
愛知県	17	1,136	6	24	22	0	2	0
三重県	25	1,028	10	117	107	0	10	0
滋賀県	17	212	14	53	46	0	8	0
京都府	22	1,283	11	99	78	2	20	0
大阪府	24	1,099	7	44	44	0	0	0
兵庫県	34	2,969	16	391	377	0	15	1
奈良県	25	375	8	40	37	0	0	3
和歌山县	29	2,908	6	214	214	0	0	0
鳥取県	17	630	9	58	58	0	0	0
島根県	17	1,016	8	151	128	4	27	0
岡山県	25	1,441	5	8	6	0	2	0
広島県	23	1,422	10	186	148	0	48	2
山口県	19	1,808	13	354	320	0	26	11
徳島県	19	1,190	7	91	69	0	33	0
香川県	16	572	7	29	27	0	2	0
愛媛県	19	1,638	7	67	64	0	3	0
高知県	32	1,069	18	185	182	0	1	4
福岡県	49	3,793	20	423	421	0	2	0
佐賀県	20	2,750	15	341	339	0	2	0
長崎県	20	9,216	2	6	0	0	6	0
熊本県	43	1,893	18	178	178	0	0	1
大分県	17	7,198	0	0	0	0	0	0
宮崎県	26	3,159	17	78	78	0	0	0
鹿児島県	36	1,035	26	268	255	2	15	1
沖縄県	7	257	5	19	17	0	3	0
関係機関	—	1461	—	221	16	0	5	1

注1) 表中の「関係機関」は、電気さくを設置している農林水産省所管の独立行政法人や関係団体等、11の関係機関

注2) 1箇所に複数の不適切事例が含まれることがあるため、表中の「不適切事例 内容」の総数と「不適切事例総箇所数」が一致しない場合がある

(農林水産省「野生鳥獣被害防止マニュアル－イシ、沙、サル（実践編）」(平成 26 年 3 月版)、農林水産省ホームページ、平成 27 年 12 月 21 日日経新聞より)

⑥ 捕獲鳥獣の利活用

捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却処分等によって処理されている一方で、捕獲鳥獣を地域の資源として有効活用する観点から、その食肉を利活用する取組が全国的に増加傾向にある。

- 捕獲現場等での埋設处理 - 約 8 割
- ニミ焼却处理等での焼却处理 - 約 5 割
- 食肉利用 - 約 1 割

(30 市町村) に對し、捕獲鳥獣の処理方法(二つ以上の取り組み)(各効率可)

近年、捕獲した鳥獣の処理加工施設の整備に対する関心の高まりとあわせて、処理加工施設の整備も全国で増加傾向。

42 力所 (平成 20 年 12 月)



172 力所 (平成 27 年 6 月)



(農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題 (平成 27 年 10 月)」より)

(4) 本県における対策の状況と課題

① 条例の制定

本県においては、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなど、人身や農林水産物等に被害を生じさせるおそれのある野生鳥獣を「特定野生鳥獣」として定め、特定野生鳥獣の管理及び捕獲等した特定野生鳥獣の有効活用を進めるため、平成 26 年 12 月に議員提案による「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」が制定された。

(平成 27 年版「新潟県の環境」より)

② 鳥獣被害対策推進体制

県では鳥獣被害対策について総合的な取組を推進するため、平成 25 年 6 月に府内の関係部局からなる「新潟県鳥獣被害対策本部」を設置し、取組方針を定め、事業の協議・調整を行う等、鳥獣被害対策を推進している。また、県内 12 の地域振興局ごとに関係機関による「鳥獣被害対策チーム」を設置し、関係機関が連携して対策を進めることとしている。平成 26 年度においても本部とチームが一体となり、被害防止対策、個体数管理及び生息環境整備などに総合的に取り組んだ。

(平成 27 年版「新潟県の環境」より)

③ 管理計画の策定と専門家等による検討会の開催

近年、ツキノワグマ、ニホンザル及びイノシシの生息区域の拡大や生息数の増加¹³により、生活環境や農作物への被害の拡大が懸念されている。県では、これら 3 種について、特定野生鳥獣保護管理計画を策定し、動物生態の専門家などからなる「新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会」において検討・評価を行いながら、被害防止対策等を進めてきた。鳥獣保護法の改正を踏まえ、平成 26 年度にこれらの 3 種を「生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息域を適正な範囲に縮小させる」第二種特定鳥獣に定め、それぞれの「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に改定し（平成 27 年 5 月施行）、管理の強化を図ることとした。

■新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会における専門家などからの主な意見等

【平成 26 年度第 1 回（H26. 7. 15）】

【平成 26 年度第 2 回（H27. 1. 28）】

【イノシシ】 捕獲の強化のため、狩猟者の確保も重要	【イノシシ】 イノシシ対策では、「集落柵（電気柵）」の効果が大
【ニホンザル】 テレメトリー導入市町村に対し、加害群度を判定し、加害群度を下げる取り組みが必要	下越地域へ生息域が拡大しており、スキルアップの手助けが必要
【その他の鳥獣】 「ニホンジカ」については、調査、被害防止対策とも着手が重要 「カワウ」については、水系ごとの生息数管理が重要	【ニホンザル】 成功例、失敗例を蓄積し、対策の経験値を上げることが必要 位置は把握できても、生息数は不明。数の把握強化が必要

【平成 27 年度第 1 回（H27. 5. 14）】

【イノシシ】
① ほ塊単位での電気柵の設置では、その周辺の被害が増えるので、集落単位での電気柵の設置が有効。 <県の対応> 被害を踏まえた効果的な電気柵の設置について、研修等の機会を捉え普及する。
② 電気柵だけでは個体数を下げられないで、捕獲と一緒に実施することで効果が出る。 <県の対応> 効率的な捕獲に向けた先進県の調査等を行う。
【ニホンザル】
① 森林緩衝帯整備はクマにも有効だが、非常に勞力が必要になり、住民が疲弊してきたり事例が多いので、航空写真の活用、電気柵の周り 5m 幅で整備するなど、住民が疲弊しない程度の規模で行うなどの工夫も必要。 <県の対応> 緩衝帯整備について、地域の事情に配慮した森林の整備を検討したい。

(平成 27 年版「新潟県の環境」、「平成 27 年度第 1 回新潟県鳥獣被害対策本部会議」資料より)

¹³ ツキノワグマ：平成 22 年度大量出没、ニホンザル：下越地域が中心であった農作物被害が上・中越地域に拡大、イノシシ：上・中越地域を中心に県内全域に生息域が拡大

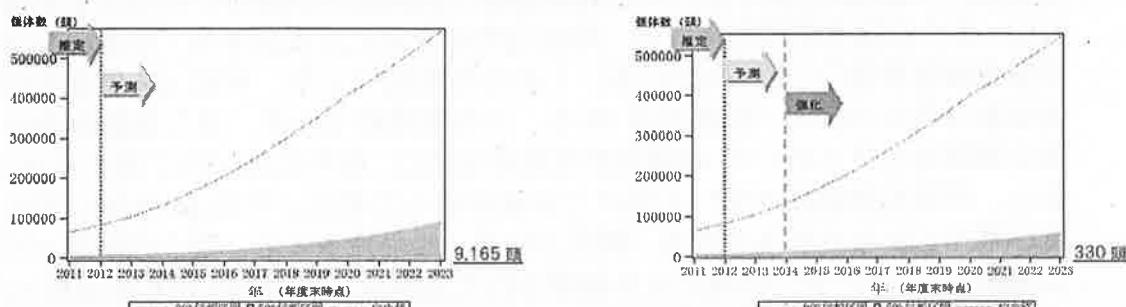
④ 個体数推定と将来予測

環境省は、都道府県による科学的・計画的な鳥獣の管理を支援するため、ニホンジカ（都道府県単位）及びイノシシ（広域ブロック単位）の平成 24 年度末までの個体数推定及び平成 35 年度までの将来予測等を実施した。

新潟県のニホンジカは、平成 24 年度末の推定個体数が 1,133 頭（H24 捕獲数 57 頭）のところ、現行（H23 年度）の捕獲率¹⁴を維持すると平成 35 年には 9,165 頭に、現行の捕獲率の 6.4 倍を維持すると個体数が半減すると予測された。また、本県を含む中部地方¹⁵のイノシシは、平成 24 年度の推定個体数が捕獲前 165,357 頭、捕獲後 96,783 頭¹⁶（H24 捕獲数 68,784 頭）のところ、現行の捕獲率を維持すると平成 35 年には 227,532 頭、現行の捕獲率の 1.4 倍を維持すると半減すると予測された。

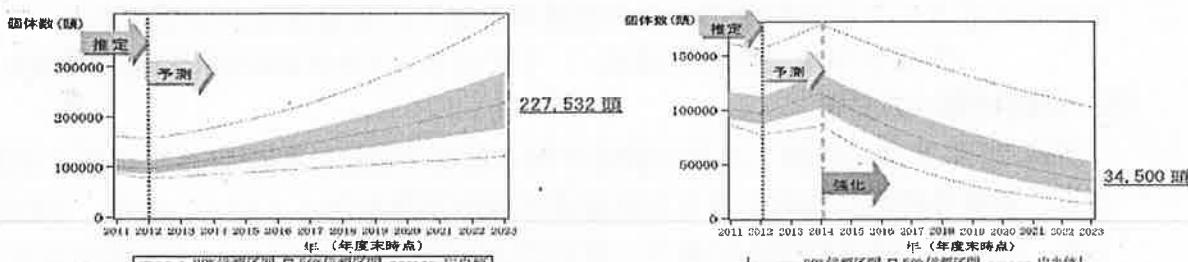
ニホンジカの将来予測（新潟県）

現行（平成 23 年度）の捕獲率を維持する場合 H35 年度に現行の個体数を半減させる場合



イノシシの将来予測（中部地方）

現行（平成 23 年度）の捕獲率を維持する場合 H35 年度に現行の個体数を半減させる場合



（環境省ホームページより）

⑤ 捕獲状況（イノシシ・ニホンザル）

本県のイノシシの捕獲状況は、平成 15 年度までは中越の湯沢町、魚沼市、津南町、十日町市、柏崎市、上越市でわずかに捕獲されるだけであったが、平成 19 年度から増加し始め、平成 23 年度には上越全域、中越においては長岡市までの上越寄りで捕獲されるようになり、さらには下越地域においても捕獲されるようになった。平成 25 年度の捕獲数は 540 頭であった。ニホンザルについては平成に入ってから捕獲数が急激に増加し、毎年、捕獲数の増減を繰り返しながら、平成 24 年度には 1,682 頭に達し、平成 25 年度は 909 頭であった。

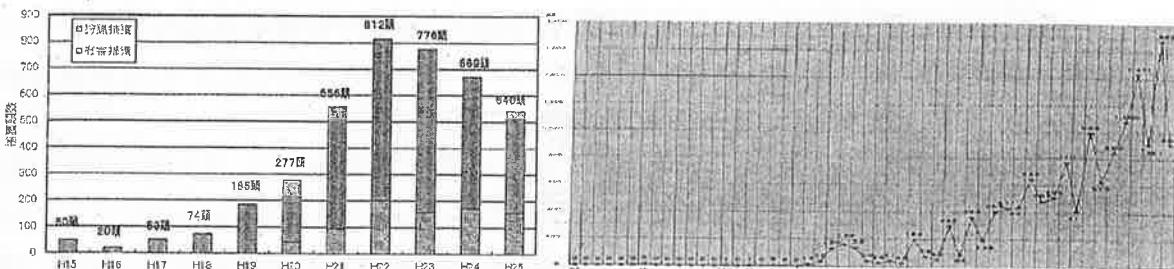
¹⁴ 推定個体数に対する捕獲数の割合

¹⁵ 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

¹⁶ イノシシは年内の個体数変動が大きいため、捕獲前（数が最も多い）と捕獲後（数が最も少ない）の推定結果が記載されている

イノシシ捕獲数の推移

ニホンザル捕獲数推移



(「平成 27 年度第 1 回新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会」資料より)

⑥ 狩猟の担い手の確保

県内の狩猟者は、高齢化等により年々減少しており、平成 26 年度末で 2,802 名となっている。鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者を確保していくため、県では、平成 21 年度から、新規の狩猟免許取得希望者を対象とした「狩猟免許取得希望者講習会」を開催、平成 25 年度から、有害鳥獣捕獲や模擬猟の体験等の研修会を開催するとともに、銃の狩猟免許取得経費の一部を市町村を通じて助成する「有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業¹⁷」を行っている。これらの取組により、平成 26 年度の狩猟免許の新規取得者は 289 名（網猟免許 36 名、わな猟免許 124 名、第 1 種銃猟免許 127 名、第 2 種銃猟免許 2 名）で、銃猟免許新規取得者は、前年に比べ約 7 割の増加となった。また、狩猟者登録証の交付を受けて狩猟を行った者は、平成 26 年度は県内 2,380 名及び県外 120 名の計 2,500 名（網猟 272 名、わな猟 292 名、第 1 種銃猟 1,895 名、第 2 種銃猟 41 名）で、狩猟により捕獲された鳥獣は、40 種 44,916 頭羽だった。

一方、県内に射撃場は 6箇所あり、この内、5箇所が狩猟の練習ができる散弾銃用の射撃場となっているが、大口径のライフル銃が撃てる射撃場は県内に設置がないため、練習する場合は県外の射撃場に行くこととなっている。県と猟友会との意見交換においてもライフル銃射撃場の県内設置が必要との要望が挙がっている。

(平成 27 年版「新潟県の環境」、平成 27 年 6 月定例会厚生環境委員会議事録より)

⑦ 市町村等への支援

平成 25 年 6 月に設置した鳥獣被害対策本部を中心に、指導者養成研修を実施するなど、関係部局が一体的となり鳥獣被害対策の推進を図っている。また、市町村に対して、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の改定等に向けて助言するなど、各地域の取組を支援した。平成 27 年 3 月末現在 29 市町村で被害防止計画が策定されており、国の交付金等の活用も図り、発信器を用いた追い払い活動、有害捕獲緩衝帯の整備及び電気柵の設置など、総合的な被害防止対策が実施されている。また、鳥獣被害対策実施隊は 13 市町で設置されている。

今後の課題として、鳥獣害対策は地域ぐるみで実践することが重要であるため、引き続き住民の意識啓発を進めるとともに、対策の担い手及び取組を支援する指導者等の人材育成を行う必要がある。

鳥獣被害対策実施隊の設置状況（平成 27 年 4 月末時点）

	設置数	設置市町村名	
新潟県	13	村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、三条市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、上越市、妙高市、糸魚川市	

(「平成 26 年度新潟県の農林水産業」、農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題(平成 27 年 10 月)」より)

¹⁷ 銃の狩猟免許及び銃の所持許可の取得に要する経費の一部を市町村が補助する場合、県はその経費の 1 / 2 を市町村に補助する

(5) 取組事例

① 鳥獣被害防止に向けた取組事例

■ 「地域ぐるみ」の取組

継続的に被害対策に取り組むためには、市町村の他、農林漁業団体、獣友会、研究機関等の関係者が結集し、地域ぐるみ（地域住民主導）で取り組むことが肝要。

福井県鯖江市 河和田東部美しい山里の会 集落を超えた電気柵の共同設置と牛の放牧によるイノシシ対策 (H22生産局長賞)

- イノシシ対策として農家個々に電気柵を設置していくが、隣接する4集落で当会を設立し、集落を超えて山際に電気柵を設置するとともに、若狹牛の放牧による緩衝帯の設置など、地域ぐるみの取組を実施。
- 特に、牛の放牧については、被害軽減、草刈りの省力化、耕作放棄地の解消のほか、住民が幅広く牛の見学に訪れるようになり、今まで鳥獣被害に关心のなかった住民への理解増進に貢献。
- 取組により、近年は目立った農作物被害はみられていない。



電気柵の設置



若狭牛の放牧

三重県伊賀市 阿波地域住民自治協議会 地域住民が一丸となった追い払いによりサル被害を軽減 (H25農林水産大臣賞)

- サルによる農作物被害や住居侵入に対応するため、地域住民の全員が自発的に被害防止活動の担い手となって、自らが定めた追い払い手順に基づき、山頂付近にまで徹底的に追い払うなどにより、餌場にされにくく集落づくりを実践し、被害を大幅に軽減。
- 被害のために耕作を諦めざるを得なかつた畑で営農を再開するなど、地域の活性化に大きく貢献。
- 地域住民が一丸となったこの取組は、サル被害に強い集落づくりのモデルとなり、周辺地域のみならず、サル被害に苦しむ県内外の地域にも普及。



免信錠を取り付けたサル

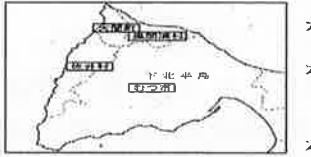


多獣用侵入防止柵 (おじろ用心棒タイプ)

■ 「広域的」な取組

行政区画を越えて活動する野生鳥獣に対し、複数市町村が連携し、広域的に取り組むことが効果的。

青森県下北半島 サル対策の取組 — 下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議 —



- 下北半島の4市町村により、広域でサル対策を実施
- 5名のニホンザル保護管理専門員、29名の実施隊員、6頭のモンキードッグが対策に従事 (H23.11月現在)
- テレメトリーによる群れ調査、接近警報システムのほか、ハナラザル等の捕獲や電気柵の設置・管理を実施

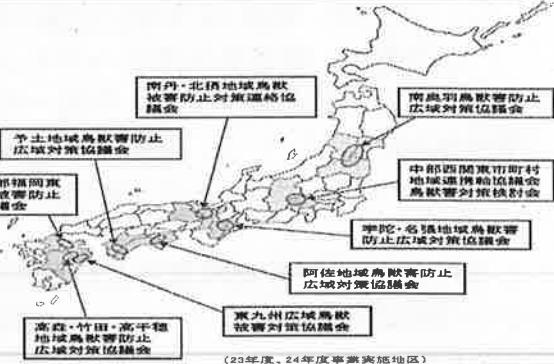


モンキードッグ



テレメトリーによる群れの位置確認

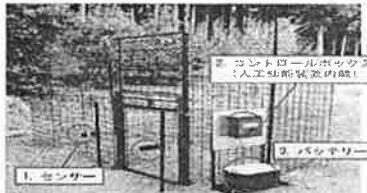
都道府県をまたいた広域事業実施地区



■ 「新技術」の取組

鳥獣被害軽減のための画期的な新技術開発は世界的にも事例がほとんどない状況にあるが、我が国においては、効果的・効率的な大量捕獲方法や侵入防止柵等が開発。

ITを活用した捕獲技術 (自動監視・遠隔操作)



- わなに出入りする頭数をセンサーと人工知能で解析し、わなに入る個体数が最大となるタイミングでゲートが自動操作。
- 遠隔地からカメラの映像を確認し、無線で操作することも可能
- 価格は120万円程度

- (メリット)
- ・ 大量捕獲が可能
 - ・ 夜間・無人での捕獲が可能
 - ・ 通常の箱罠機材の利用が可能

ドロップネット



- 捕獲網をワイヤーでつり下げ、網の下にシカが大量に入ったことを監視カメラで確認した上で網を落として捕獲する方法。
- 価格は140万円程度

- (メリット)
- ・ 夜間の捕獲が可能
 - ・ 少人数での捕獲が可能
 - ・ 移動・組み立てが容易

(農林水産省ホームページより)

② 追い払い犬（モンキードッグ等）を活用した獣害対策

追い払い犬（モンキードッグ等）は、人の指示を受けて鳥獣を追い払うように訓練された犬で、平成 17 年度に長野県大町市で導入され、近年、全国で導入が進みつつある。本県では、平成 25 年度現在で 1 市（新発田市）において活用実績がある。

追い払い犬を活用した農作物の獣害対策の取組状況

年 度	登録頭数(頭)	大町市内頭数	活用頭数
H17	2	7	—
H18	11	17	—
H19	16	31	—
H20	24	49	192
H21	25	62	263
H22	25	66	312
H23	24	79	393
H24	25	77	371
H25	25	71	360

※登録頭数は、平成 17 年度から登録開始。
登録頭数は、平成 20 年度から開設。

■長野県大町市におけるモンキードッグ活用事例

○大町市周辺に生息しているニホンザルは約 31~46 群、約 1,600~2,300 頭が生息と推定。農作物に被害を与えていた群は 15 群、約 700 頭と確認。

○平成 17 年度から農作物被害防止として侵入防止柵設置、ロケット花火等に加えモンキードッグを訓練し活用を始めた。

○平成 26 年 8 月現在、26 頭登録、うち 3 頭は訓練中。

○訓練期間は基礎訓練 4 か月 + 現地訓練 1 か月で、訓練費用 1 頭 27 万円に対して大町市補助（H26）21 万 6 千円。

○モンキードッグ活用を含めた総合的な取組の結果、平成 24 年度のニホンザルによる農作物等被害額は約 1,880 万円であったが、平成 25 年度には約 360 万円に減少。

○課題は、被害発生地区へのモンキードッグ登録推進、飼養主（1 期生のクロ）

の時間拘束等の負担、市民への理解促進、訓練レベルの維持・向上、後継者育成等。

（農林水産省ホームページ、関東農政局生産部生産技術環境課「長野県大町市におけるニホンザルの被害対策について（モンキードッグの活用事例）」より）



○ 追い払い犬の訓練方法

① 犬の訓練所へ委託（主に警察犬訓練所、民間訓練所など）

新規導入訓練費用 平均(1頭当たり) 29.4 万円

② 飼い主による訓練（犬の訓練士派遣による講習会方式）

新規導入訓練費用 平均(1頭当たり) 33.1 万円

③ 野生鳥獣を地域資源として活用している事例

石川県	富山県	島根県江津市
<p>【主な獣種】 イノシシ</p> <p>(事業主体) いしかわジビエ利用促進研究会</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 里山の資源であるイノシシ、シカ肉を魅力ある食材として普及し、北陸新幹線金沢開業後の新たな里山ブランド「いしかわジビエ」として発信するため料理関係者、狩猟関係者、農業団体、行政等からなる研究会を平成 26 年 7 月に発足。 県内では獣肉の利用促進に向け、①料理レシピの開発、②ブランド化と情報発信、③安定供給体制について検討を進めている。 今後は、高級食材としての認知度向上による需要の拡大や、安全・安心な獣肉供給体制の強化に取り組む。 <p></p> <p>イノシシ料理の試作品</p>	<p>【主な獣種】 イノシシ</p> <p>(事業主体) 富山県</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山県では有害捕獲されたイノシシは、ほとんど埋設処理されていることから、里山の恵みの食材を広く知つてもらうため、ジビエのお店紹介と料理レシピのガイドブックを作成し、広く情報発信。 また、飲食店等の料理人に対してのジビエ料理講習会も開催。 平成 27 年 3 月には県内にジビエの処理加工施設が 3カ所完成予定。 イノシシ肉の安定供給や販売先の拡大が課題。 <p></p> <p>ガイドブック</p>	<p>【主な獣種】 イノシシ</p> <p>(事業主体) 江津市鳥獣被害対策協議会 (運営者) 「櫻の郷」 猪加工販売センター</p> <p>(利用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設に併設し平成 21 年 3 月に稼働。 解体処理したイノシシ肉は、コロッケや精肉として販売。 県外イベントにも積極的に参加し販促。 処理頭数は、平成 24 年度は 33 頭、25 年度は 67 頭。 積極的な新商品開発と県内外での販売活動を継続。 <p></p> <p>平成 22 年度開発新商品 「ビロシシ」 （ビロシキ+イノシシ）</p> <p>毎年県外イベントに 参加 (写真は島根ふるさと フェア 2015 (広島))</p>

（農林水産省ホームページより）

4 生産・生活環境整備の取組について

(1) 生産基盤の整備

① 中山間地域における生産条件等の整備

中山間地域においては、生産条件を生活環境と併せて改善することにより、農業の生産活動を持続させ、食料の安定供給や水源の涵養、洪水防止機能などの多面的機能の発揮を確保する必要がある。

中山間地域における整備のポイント

- 農業所得の向上、余暇時間の創出
- 就業機会の創造、都市交流の場の提供
- 住みよい地域づくり、魅力ある地域づくり
- 国土・環境保全、農村景観の保全

生産基盤の整備による経営規模拡大とコスト

の低減、営農労力節減

生産基盤の整備による高付加価値農業の展開、地域特産物の開発

→ 生活環境基盤の整備による定住条件の整備

事業の実施に伴う国土資源管理水準の維持・向上

中山間地域における整備のイメージ



(農林水産省ホームページより)

② 本県における取組状況

本県においては、都市にはない豊かな自然と静かな環境に恵まれた中山間地域等の農村地域の良さを活かしながら、さらに豊かで快適な村づくりのため、生産基盤と生活環境の整備を行っている。また、地域の自主的な村づくりを支援している。

農業生産基盤の整備については、水田の区画が不整形、用水不足や排水路の機能低

平成 28 年 1 月 20 日 新農業戦略対策特別委員会関連資料
下、幅の狭い農道が営農活動に支障をきたしている地域もあることから、ほ場や用水路、農道をきめ細かく整備していくこととしている。



生産基盤の整備(ほ場整備)



自主施工の様子

■中山間地域で実施可能な主たる基盤整備事業

○経営体育成基盤整備事業

地域要件	面積要件	負担割合
過疎、山村、離島、特農、特豪のいずれかに指定された地域、あるいは急傾斜地（平均傾斜度 15 度以上等）のいずれかに該当	20ha 以上 (平成 28 年度以降新規地区より 10ha 以上から事業実施可能)	国 55、県 27.5

○中山間地域総合整備事業

地域要件	面積要件	負担割合
過疎、山村、離島、特農のいずれかに指定された市町村でかつ、事業区域の林野率 50% 以上で、主傾斜 1/100 以上の農用地が 50% 以上	60ha 以上 (生産基盤型は 20ha 以上)	国 55、県 30

○農地環境整備事業

地域要件	面積要件	負担割合
過疎、山村、離島、特農のいずれかに指定された市町村でかつ、耕作放棄地が介在する地域	10ha 以上	国 55、県 32.5

※国の示す一般的な県の負担割合 30% から 32.5% に嵩上げし、農家負担の軽減に配慮

○里地棚田保全整備事業

地域要件	面積要件	負担割合
1 施設の受益戸数が 3 戸以上、また勾配 1/20 以上の農用地が 50% 以上	1ha 以上	国 55、県 20

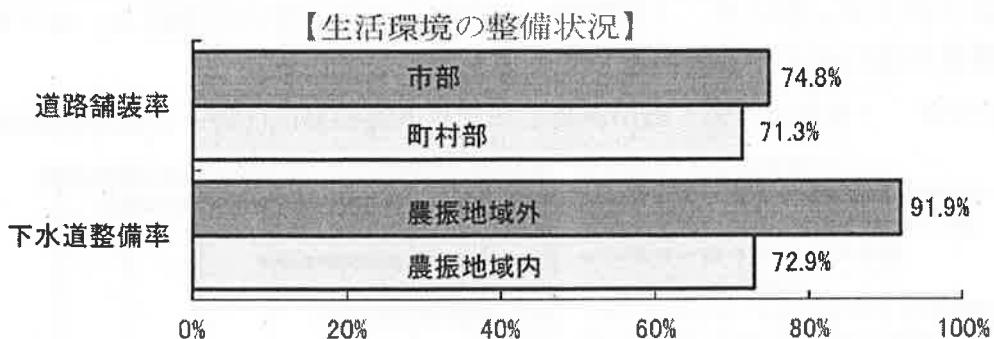
(新潟県ホームページより)

(2) 生活環境の整備

① 農山漁村と都市の生活環境の格差

農山漁村は人口減少、高齢化などにより、地域の活力やコミュニティ機能が低下しつつあり、地域の特色を生かした魅力あるむらづくりと安心で快適な生活環境の整備が求められている。

例えば、本県における農山漁村の下水道や道路舗装などの生活環境の整備率は都市と比べて下回っており、特に下水道については都市との間に格差がある。



資料：道路舗装率は土木部(H25.4)、下水道整備率は農村環境課(H26.3)

② 本県における取組状況と成果

ア 排水路の機能維持、水質保全の向上

集落内の排水路整備への支援により、集落内や農地の洪水被害の防止、維持管理費の低減、維持管理費の低減、水質保全が図られた。

イ 安全で雪にも強い集落づくり

集落道整備などへの支援により、集落内の安全な通行が確保された。

ウ 集落排水施設整備の向上

し尿や生活排水等の汚水処理施設整備への支援により、農山漁村の生活環境の改善と公共用水域の水質保全が図られた。集落排水施設整備による汚水処理対象人口は 17 万 9,548 人となった。

③ 今後の課題

住み良い農山漁村の整備は、農村部の定住促進に不可欠であることから、今後も、地域の特色を活かした魅力あるむらづくりと安心で快適な生活環境の整備を進める必要がある。

新潟県「夢おこし」政策プラン指標項目の進捗状況

指標項目	プラン策定期	実績		目標 (平成28年度)
		平成25年度	平成26年度	
農村地域における生活環境の満足度	—	44.6%	—	増加させる (H25から実施)
農村地域内の汚水処理人口普及率	70.2% (県全体82.7%) (平成23年度)	72.9% (県全体84.7%)	—	都市並(県全体並)を目指す
緊急・介護車両のスマートな運行が確保されていない集落の解消数	74集落 (平成23年度)	87集落	—	概ね100集落の解消

資料：農村環境課

（「平成 26 年度新潟県の農林水産業」より）

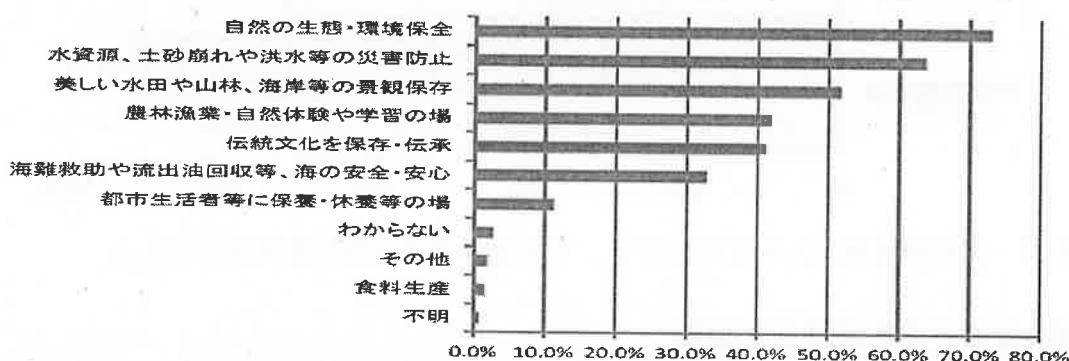
(3) 維持保全の取組

① 農業や農村の持つ多面的機能

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観、文化の伝承等、様々な機能を有しており、このような多面にわたる機能による効果は、地域住民を始め国民全体が享受している。

本県における県民意識調査では、特に「自然の生態・環境を保全する役割」は 7 割以上の人人が、次いで、「水資源、土砂崩れや洪水等の災害防止」は 6 割以上の人人が、農業や農村が有する役割として重要と回答している。

【平成24年度 「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢の変化に対する県民意識調査について】



(農林水産省「平成 26 年度 食料・農業・農村白書」、「平成 26 年度新潟県の農林水産業」より)

② 多面的機能支払による取組

農村の持つ多面的機能が適切に発揮されるよう、農林水産省、都道府県、市町村が連携し、多面的機能支払交付金により地域の共同活動を支援している。

多面的機能支払は、農業者等による活動組織を対象とした「農地維持支払」と地域住民を含む活動組織を対象とした「資源向上支払」で構成されている。

全国では、平成 27 年 3 月末時点では、農地維持支払は、約 196 万ha の農地を対象に 24,885 組織、資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は約 179 万ha の農用地を対象に 21,299 組織、資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）は約 55 万ha の農地を対象に 10,280 組織が活動に取り組んでいる。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。
※扱い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

■多面的機能支払による取組事例

5-2 用途廃止された水路を活用したビオトープの造成

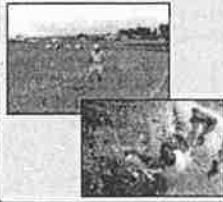
チームエコ美なまがた（新潟県上越市）

- 地域の生態系を回復させるため、用途廃止された用水路をビオトープとして活用することとし、専門家の指導のもと、自主施工により造成した。
- 今後、更に2箇所のビオトープを造成することとし、造成したビオトープは多面的機能支払を活用して維持管理していく。

【地区概要】※面積等はH25年度時点のもの
 - 取組面積 34.2ha
 (田 33.8ha、畑 0.32ha)
 - 資源量 開水路 8km、農道 2km
 - 主な構成員
 農業者、非農業者、
 町内会、子ども会、消防部等
 - 交付金 約5百万円(H26)
 農地維持支払
 資源向上支払(共同、長寿命化)

取組経緯

- ・昭和48年のほ場整備以前、本地域にはホトケドジョウ、タナゴ、ホタル等の多様な生物が生息していた。
- ・近年、集落営農により特別栽培米・有機栽培米の生産を開始以降、化学肥料や農薬に頼った農業を、環境に配慮した農業を実施したいという気運が高まった。



高度な農地・水の保全活動によるビオトープの造成



施工状況



施工後

(財)上越環境科学センターによる現地調査を実施し、これを踏まえた整備計画を策定、自主施工によりビオトープ(延長:180m、幅:2m、深さ:0.3m)を造成した。

保全対象生物

ホトケドジョウ、メダカ、
 トノサマガエル、イモリ、タニシ 等

今後の展開

- ・設置したビオトープに、花ハス、スイレン、アヤメ等を植栽し、保全対象生物の自然定着を図り、定期的にモニタリングしていく。
- ・トビ・モズ・鷹類のホバリングや滞留が促進するよう桜木を植栽し、ヒバリの高鳴き、キジバトの太鳴きがさらに高まる、より良き共生の「農舞台」を作っていく。
- ・今後、更に2箇所のビオトープを造成する計画となっている。
- ・将来的には、ホタルの里となるような地域としたい。

(農林水産省「平成 26 年度 食料・農業・農村白書」、農林資産省「第 3 回多面的機能支払交付金第三者委員会（平成 27 年 10 月）」配布資料 4、農林水産省ホームページより)

③ 多面的機能支払の本県における取組状況

ア 重点推進事項

- ・全農村集落への制度の周知
- ・農地維持支払を中心とした取組面積の拡大

イ 目標

- ・平成 30 年までに農地維持支払の取組面積を 13.5 万 ha まで拡大
 (取組率 80% : 取組率は県内農振農用地 168,863ha (H22 : 北陸農政局) に占める取組面積の割合)
- ・農地維持支払の取組地域で、資源向上支払の取組を拡大

ウ これまでの取組や成果

- ・農地維持支払の取組面積は平成 26 年度実績で約 11 万 ha、取組率は約 65%。平成 25 年度（農地・水・環境保全向上対策の共同活動）から 21 ポイント増。
- ・資源向上支払の取組面積は約 9.5 万 ha、取組率は 56%
- ・取組組織は広域化が進み、1 市 1 組織（新発田市、見附市、糸魚川市）や 1 土地改良区 1 組織など 1,000ha を超える組織が参加し、取組面積の拡大に寄与。

エ 課題と今後の対応

- ・農村組織は過疎・高齢化による集落機能の低下が懸念されており、農地の維持保全や多面的機能の適正な發揮のため、より一層の取組地域の拡大が必要。
- ・土地改良区の管内や、中山間地域等直接支払協定区域での取組推進。
- ・取組率の低い市町村への働きかけ。

（「平成 26 年度新潟県の農林水産業」より）

おわりに

現在の中山間地域においては、「消滅」と「存続」の狭間で深刻な課題を抱える地域も少なからずあると考えられる。中山間地域は様々なインパクトを外部から受け、困難な状況にあることは確かである。しかし、中山間地域の内部やその外部からこの地域を守り、発展させようという力も働く。

元来農村には、水やミネラルなどの無機的な資源や生物の多様性とつながる遺伝資源、森林・田畠などの土地資源のほか、文化、伝統技術など有形無形の資源を豊富に賦存している。そして中山間地域はこれらを有効に結合させて活性化させるポテンシャルが十分に備わった地域である。それらの資源は、地域農業の活性化のみならず、観光業や健康・医療・環境に関わる産業や政策など、ますます多様な分野への拡大が期待される。

また、国際的視点からみれば、食料、エネルギーや水、二酸化炭素吸収源としての森林などの素材は、国境を越えて投機や政治の対象となる国際的戦略物資として位置付けられ、これら戦略的物資を供給する中山間地域は戦略的地域と位置付けられる。戦略的地域である中山間地域を、都市住民とも連携しつつ、政策を含めた外部支援を行いながら、地域住民の力により内発的に発展させていくことが求められている。